

一九世紀初期朝日貿易における開市と貿易船の動向

——『館守日記』を中心に——

一、はじめに

二、文化期の朝日貿易変化の様相

1 朝日関係史上の易地聘礼の意義

2 文化七年の対馬藩の貿易収支状況

3 易地聘礼以降の朝日貿易の変化

三、文化初期の開市の状況

1 開市の沿革

2 開市率

3 開市不開催の原因

四、文化初期の貿易船の渡航実態

1 貿易船の種類

2 貿易船の渡航実態

鄭 長
野
成
一 暹

五、朝日貿易衰退の背景

1 経済的要因

2 非経済的要因

六、おわりに

一七、八世紀における日本と朝鮮との貿易に関する研究は深まってきたが、一九世紀初頭については相対的に研究が多くないようである。朝鮮信使の対馬での聘礼という易地聘礼体制がとられたことは、日朝関係の大きな転換であった。従来、この制度変化については種々考察されてきたが、対馬藩を基軸にした分析はあまりなされていない。この時期における対馬藩の朝鮮貿易を公私両分野にわたって解明することは、易地聘礼の問題を更に検討する上で有益であろう。いままで、この期は日朝貿易が衰退しつつあった時期とされているが、その実態究明の点では検討すべき課題も多く、これら課題の解明によつて、更に日朝関係の変遷をより明らかにしてゆくことが必要なようである。それゆえ公貿易だけでなく私貿易についても検討し、貿易を総合的に把握してゆくことが欠かせなくなっている。

対馬藩は朝鮮貿易が藩存立のためには欠かせなかったが、一八世紀には衰退化が指摘されるようになっていた。このような中であつて対馬藩は朝鮮貿易の維持発展を策するが、李王朝内での文治派の抬頭によつて貿易政策が変化してゆく。これはまた朝鮮における対外認識の変化ともなつた。易地聘礼が実現した背景には、このような事情もあつた。

対馬藩にとつては、朝鮮貿易の衰退が藩財政に重要な影響を与えるために、貿易の推進が計られるが、朝鮮側の状況変化と共に、日本国内における人参国産化の動きなどによつて、従前のような朝鮮貿易を維持することが困難になつていた。しかし、この間の状況を対馬藩政史料に基づいて検討することは必ずしも進んでいなかったとみな

貿易の歴史的意義は、両国の善隣と友好関係の維持という側面のみにあるのではなく、それは他ならぬ近代の支配と被支配関係の「前史」でもあったという側面からみて、近世と近代とのつなぎの部分についての分析の意義も大変大きいと思われる。

近世後期における朝日貿易の変動についての研究の一環として、文化六年から同九年にかけての倭館史料の『館守日記』（二八〇九—一八二二年）を基本史料とし、朝鮮貿易、特に私貿易の運営状況や貿易船の渡航実態などに対する分析を通じて、一九世紀初においての朝鮮貿易の動向を明らかにしようとするのが本稿の目的である。

注(1) この分野の代表的研究成果としては、田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』（創文社、一九八一年）が挙げられる。

(2) 近世後期については、田代和生「近世後期日朝貿易史研究序説―『御出入積写』の分析を通じて―」（『三田学会雑誌』七九巻三号、慶応義塾大学経済学会、一九八六年八月）、同氏「幕末期日朝私貿易と倭館貿易商人」（『徳川社会からの展望―発展・構造・国際関係―』、速水融外編、同文館出版、一九八九年）、鶴田啓「天保期の対馬藩財政と日朝貿易」（『編集きんせい』第八号、東京大学近世史研究会、一九八三年五月）、森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開―安永年間の私貿易を中心として―」（『史学』第五六巻第三号、三田史学会、一九八六年十一月）、拙稿「一八世紀末対馬藩財政における朝鮮貿易の地位―寛政二年（一七九〇）対馬藩の朝鮮公貿易史料を中心として―」（『佐賀大学経済論集』第二十二巻第六号、佐賀大学経済学会、一九九〇年三月）などがあるが、近世初期の貿易実態についての研究は、管見の限り、多くはないと見なされる。

(3) 本稿に用いられる『館守日記』（いずれも国立国会図書館蔵本）は、史料によってはただ『毎日記』とも書かれているが、便宜上、『館守日記』と記することにした。

二、文化期の朝日貿易変化の様相

1 朝日関係史上の易地聘礼の意義

江戸時代より明治初期にかけての朝日関係において、最も重要な意味をもつ事件を挙げると、一六三五年（仁祖

十三、寛永十二の柳川一件と一八一一年（純祖十一、文化八）の易地聘礼および一八七一年（高宗八、明治四）の対馬藩から明治政権への対韓外交の移管などがある。柳川一件は従来の重層的構造が対馬宗氏中心の独占的構造に変化し、朝日関係の安定基調を確立した面があるに反して、明治維新政権への対韓外交移管は、むしろ近世朝日関係の断絶と、そのかわりに朝鮮が世界市場に強制的に編入されていった、という対照的意味を現している。つまり己酉約条（一六〇九年）より柳川一件（一六三五年）に至る時期を近世朝日関係の成立期とすれば、明治維新（一八六八年）より朝鮮の開港（一八七六年）に至った時期は近世朝日関係の解体期に当たるわけである。

文化八年の「易地聘礼」が持つ朝日関係史上の意義も決して少なくない。従来の一十回までの朝鮮通信使の聘礼が大阪や江戸で行われたことに對して、十二回目の最後の信使聘礼が対馬で行わざるをえなかった、という史実の意味はとても大きい。易地聘礼の実施背景をめぐって、財政緊縮政策の一環とか朝鮮蔑視観の登場など色々いわれているものの、両国ともに財政悪化で困っていた現実の上に、両国関係についての両者の認識が近世中期までのそれとは変わっていた側面が看過できない。いずれにしろ、易地聘礼は近世朝日関係史上の画期であるだけでなく、朝日貿易面にもかなりの影響を与えていたといえよう。

2 文化七年の対馬藩の貿易収支状況

易地聘礼以降の朝日貿易の変化を検討する前に、前年度の文化七年（一八一〇）の貿易の動きを確かめる必要がある。かつて分析したことがある寛政二年（一七九〇）の結果と比較してみると、表1、2、3のようである。

公貿易においての輸出価格の変化からみれば、文化七年において対馬藩が朝鮮へ渡すべきの品物の価格が、明礬や丹木などを除けば、二十年前の寛政二年より値上がりしていることが分かる。物価上昇などを勘案すればそれは当然のことであるが、一方、明礬の単価が百斤当り銀二百六匁五分から同百十八匁八分に、また丹木のそれが銀六

表1 公貿易における輸出価格の比較 (1790年, 1810年)

区 分	品 目・数 量		単 価		代 銀	
			1790年	1810年	1790年	1810年
封進および 公貿輸出	胡椒	4,100斤	822匁 9分	899匁 5分	33貫738匁	36貫879匁
	明礬	1,400斤	216匁 5分	118匁 8分	3貫 31匁	1貫593匁
	丹木	5,745斤	608匁 1分	606匁 6分	34貫935匁	34貫849匁
	荒銅	27,900斤	206匁	233匁	57貫474匁	65貫 7匁
	吹銅	6,500斤	229匁	256匁	14貫885匁	16貫640匁
	水牛角	435本	38匁 1分	39匁 6分	16貫573匁	17貫226匁
	日本朱	8斤				
	紋紙	300枚				
	蒔絵家入鏡	1面			1貫553匁	1貫170匁
	蒔絵丸盆	1束				
	蒔絵台付硯箱	1				
	銅野風呂	1				
	金小屏風	1双				
銅入子手洗	1組					
	小計 (A)			162貫189匁	173貫364匁	
朝鮮役人へ の音物	吹銅	4,428斤	229匁	256匁	10貫140匁	11貫335匁
	大豆	40俵	12匁	12匁	480匁	480匁
	丹木	1,110斤	608匁 1分	606匁 6分	6貫750匁	6貫733匁
	小計 (B)			17貫370匁	18貫548匁	
合計	(A + B)			179貫559匁	191貫912匁	

資料：『古拝借御金御上納御有免筋願立 = 付御身代之姿松平越中守様江被及御内意候御願等之別録』
 (長崎県立対馬歴史民俗資料館宗家文庫記録類 I 表書札 H①9) と『対馬守身代出入等書付』(東
 京大学史料編纂所蔵本)。

表2 公貿易における輸入価格の比較 (1790年, 1810年)

区 分	品 目・数 量		単 価		代 銀	
			1790年	1810年	1790年	1810年
回賜および 公貿輸入	人參	30斤140匁	2貫200匁	3貫匁	67貫925匁	92貫625匁
	虎皮	12枚	300匁	300匁	3貫600匁	3貫600匁
	豹皮	16枚	60匁	60匁	960匁	960匁
	油布	30疋				
	紬	30疋				
	白布	47疋				
	白木綿	60疋			2貫208匁	2貫352匁
	墨	365挺				
	筆	365本				
	大油紙	14枚				
	鷹	56居				
公木	56045疋			752貫010匁	771貫300匁	
	小計 (A)			826貫703匁	870貫837匁	
雑物支給	朝鮮米	4070俵 2斗 6升	50匁	60匁	113貫134匁	135貫711匁
	大豆	298俵 1斗 7升	12匁	12匁	3貫580匁	3貫580匁
	小豆	13俵 4斗 1升	20匁	20匁	276匁	276匁
	筆ほか22品				5貫250匁	5貫250匁
	小計 (B)			122貫240匁	144貫817匁	
合計	(A + B)			948貫943匁	1015貫654匁	

資料：表1 と同一。

表3 公作米の比較 (1790年, 1810年)

区 分	数 量		代 銀	
	1790年	1810年	1790年	1810年
公木	56045疋	56045疋	752貫010匁	771貫300匁+α
朝鮮米	16000俵	12000俵	444貫480匁	390貫888匁
人參	24斤32匁	25斤6匁	181貫530匁	275貫412匁 6分
煎海鼠ほか	ない	?	ない	?
木綿	7000疋	6000疋	126貫	96貫

注：?とは記録はあるものの、数量不明。

資料：表1と同一。

百八匁一分から同六百六匁六分にそれぞれ二十年前よりもむしろ値下がりしており、この品物を朝鮮に渡していた対馬藩にとつては有利であったことに注目すべきである(表1参照)。

対馬藩の輸入価格にも変化があったことはいまでもない。表2にも示したように、虎皮や豹皮、大豆や小豆など価格変化がなかった場合もあったけれども、人參が一斤平均銀二貫二百匁から同3貫匁に、米が一石当り銀五十匁から同六十匁に値上がりしていたことが分かる。朝鮮より受け取るべき品物の日本国内の市場価格が上がればあがるほど、対馬藩にとつては有利であったわけである。

つまり文化七年(一八一〇)において、朝鮮へ渡すべきの対馬藩の輸出品の価格総額は銀百九十一貫九百十二匁に、また朝鮮より受け取る輸入品のそれは同千十五貫六百五十四匁に、それぞれ寛政二年(一七九〇)より値上がつているが、やはり貿易利潤も二十年前の銀七百六十九貫三百八十四匁より増加して銀八百二十三貫七百四十二匁に達していたことがうかがえる。

ところが表3からも分かるように、公木支給総量には変化がなかったものの、「換米の制」の運用に大きな転換があったようである。従来になかった公木の煎海鼠への代納のことも大きな変化であるが、何よりも公作米の支給量の減少のことが看過できないだろう。これについて同史料は、

(史料一)

一米壹万貳千俵 壹俵五斗入

木綿貳万疋之代米

右換米之義ハ慶安年万治年兩度申組相整、尤五年限之相談ニ御座ハ故、右年限ニ而裁判役之者差渡申組仕ハ義ニ御座ハ、然処是迄貳万疋之代米壹万六千俵ニ御座ハ処、去巳年訳官使被渡ハ節、相願ハ品有之、来聘御用向ニ引纏□□□□、

对馬守勝手向ニハ、永年之損失当惑之儀ニハ得共、御用之方々其々難替□□前後望通ニ此段去年遣ハニ□□□遣ハ付様ニ成、辛未年方々ハ右之通之數ニ相成申ハ

とあり、⁽⁸⁾文化六年(一八〇九)の訳官渡海の際、朝鮮側より要請があつて、公木二万疋の代米として、従来の一万余千俵より四千俵程減つた朝鮮米一万二千俵をもらうようになり、文化八年(一八一二)より長期間にかけて財政損失を被るようになっていたと記している。

しかし表1、2からもわかるように、中絶五船の廃止による公貿易量の減少については書いていないし、また公作米の減少分の絶対量にもかなりの差がある。さらにこの規定がいつから効力を発揮するようになったかは、必ずしも明かではない。この史料の記録時点や数字の差などについては今後明らかにすべきであるが、本稿では易地聘礼以降の貿易の変化について簡単ながら次のように述べておこう。

3 易地聘礼以降の朝日貿易の変化

文化信使の貿易面での影響については、(イ)従来公木四百疋を白米一万六千俵と交換してきたものを、朝鮮側の公作米の交換価格の引き上げによつて、白米一万三千三百三十三俵三斗三升三合に削減してもらうようになっていたこと、(ロ)従来派遣してきた「中絶五船」が廃止されたことなどが指摘されてきた。

易地聘礼の交渉の際、公貿易額の削減をめぐつた朝鮮朝廷と対馬藩との交渉過程については、先学の研究によつてかなり明らかにされているが、⁽⁹⁾ 両側の史料の記録内容の差については必ずしも解明されたとはいえない。⁽¹⁰⁾ 朝鮮朝廷と対馬藩との間で交渉の実務を担当した訳官の動きをより徹底に解明しなければならぬ所以である。かつて文化六年（一八〇九）の訳官の賄賂授受事件によつて当解訳官が死刑に処されたことに代表される訳官の買取や外交書の改ざんなどについては、⁽¹¹⁾ 厳密な史料批判を加えたものをもとにして今後明らかにすべき課題が残っている。

一方、易地聘礼の実施条件として朝鮮側より出された条件の内、⁽¹²⁾ 「公作米の削減」と「中絶五船の廃止」などが、対馬藩財政にどんな影響をもたらしたし、またそれは朝鮮側の財政負担をどれほど軽減したか、という問題についての分析も肝要である。本稿には公貿易額の削減による対馬藩の財政負担の加重について述べておこう。

(1) 中絶五船の廃止

『辺例集要』（史料二）と『増正交隣志』（史料三）によれば、⁽¹³⁾ 中絶五船について次のように書かれている。

（史料二）

中絶船五隻受職倭五人等、年年各送一船矣、五倭身死後、中絶不来、而進上物件、則年年并付於一特送而来

（史料三）

中絶五船列朝受職之倭有時多寡、光海元年己酉約條時、乱前受職者則不許接待、乱後有功藤永正等五人俱歳

一來朝、五人俱死後、因島主之懇請、進上及公貿易依前式付於一特送使船、而宴享回賜求請等物並革、進上胡

椒合一千斤、公貿易銅鐵合一千斤鐵合六百斤、進上餽公木二十同、公貿易餽公木三十六同

この史料を総合してみると、中絶五船がいつごろから派遣され始めたかは明かではないが、おそらくそれは壬辰・丁酉の乱（一五九二—一五九七年）以前からあつた受職人船であり、光海元年（一六〇九年）に結ばれた己酉約条の際、その処理問題が取り上げられていたようである。つまり（イ）戦前の受職人については接待を許さず、そ

の代わりに戦後功績のある藤永正など五人に毎年一回の来朝を許諾したこと、(ロ)受職人の五人の死後、一時朝鮮に來なかつたので断絶されていたが、対馬藩主の懇請によって進上と公貿易を前例通り許可したこと、(ハ)その際、船を別に朝鮮に送らず、一特送船に「兼帯」させ、宴享や回賜、求請などを廃止したことなどである。⁽¹⁴⁾

一方、進上と公貿易額は表4であるように、対馬藩が胡椒一千斤を朝鮮朝廷に進上する代わりに、公木二十同を進上価格としてもらっていたし、また銅一千斤と鐵六百斤を朝鮮へ輸出し、公木三十六同を朝鮮から輸入していたことが分かる。次の表5に比べ、鐵六百斤が丁銅二百五十斤に代納されていたし、丹木百二十五斤と古銀四百斤が朝鮮へ渡されていたことが見つかる。鐵の代納は、かつて寛文年(一六六〇年代)より鐵から銀へ、また銀から銅へ変化していたが、⁽¹⁵⁾丹木や古銀などは何だろうか。表4の朝鮮側の史料には書いていないにもかかわらず、対馬藩側の表5にみられるこの記事は、おそらく倭館の朝鮮役人への音物であったのではなからうか。⁽¹⁶⁾とにかくこの点を除けば、少なくとも文化七年(一八一〇)まで中絶五船の進上と公貿易額には大きな変化はなかつたのではないかと思われる。

しかし対馬藩の輸出・輸入品についての評価額(貨幣価格)は必ずしも一定とはいえないだろう。品物の価格変化によって貿易利潤も変わるわけである。一八一〇年(純祖十、文化七年)に対馬藩が評価した内容からみれば、朝鮮からの受取分の公木五十六同の価格が六十文錢八十四貫匁であるに反して、銅や胡椒・丹木・銀など朝鮮へ渡す分の合計は六十文錢十二貫八百四十七匁四分六厘七毛になっている。つまり中絶五船の廃止によって、六十文錢十二貫八百四十七匁四分六厘七毛あたりの品物を朝鮮へ渡さない代わりに、朝鮮からも六十文錢八十四貫匁相当の公木を受け取ることができなくなっていたわけであるので、結局六十文錢七十一貫百五十二匁五分三厘三毛の損銀をみるようになった、ということが対馬藩側の計算である(表5参照)。

一九世紀初期朝日貿易における開市と貿易船の動向

表4 中絶五船の公貿易額

		進 上	公 貿 易
数 量	胡椒1000斤	銅1000斤 銀 600斤	
価 木	公木 20同	公木 36同	

資料：『増正交隣志』巻一年例送使。

表5 文化信使後の銀積立員数の減少分

区分	金 額		内 訳	備 考
中絶五船の所務減少分	朝鮮からの受取分 (A)	代六十文銭 84貫匁	公木56束	12束： 荒銅1000斤価木 24束： 丁銅 250斤の価木 20束： 胡椒1000斤の価木
	朝鮮への渡す分 (B)	同 12貫847匁 4分6厘 7毛	荒銅1000斤の代： 4貫694匁7分6厘 丁銅 250斤の代： 1貫269匁4分5厘7毛 胡椒1000斤の代： 5貫408匁 丹木 125斤の代： 875匁2分5厘 古銀 400斤の代： 600匁	
	損銀 (A-B)	残六十文銭 71貫152匁5分3厘3毛		
公作米減少分		六十文残161貫 777匁7分7厘7毛 (正銀 93貫 333匁3分3厘3毛)	白米2666俵3斗5升	黒米1555石5斗5升5合5匁5才
計		メ六十文銭232貫 930匁3分3厘 (正銀134貫 382匁8分7厘5毛)		

注：1) 1疋=30匁 2) 黒米1石=正銀60匁 3) 正銀1匁=文銭104文

資料：『文化信使後朝鮮国与御取引御損銀ニ相成候兼々銀積立候員数丹之考』（東京大学史料編纂所所蔵本）

(2) 公作米の減少

同じ表5からわかるように、換米率の引き上げによる公作米の減少分が六十文銭百六十一貫七百七十七匁七厘七毛であり、中絶五船の所務減少分より二倍以上も大きい。正銀で九十三貫三百三十三匁余になるので、この損銀は無視できないだろう。特に米が足りなかつた対馬藩にとつて、毎年白米二千六百六十六俵余が従来より減少するようになっていたという史実は、大変耐えがたい財政負担であつたといえよう。

『増正交隣志』¹⁷⁾に、

(史料四)

孝宗二年辛卯、差倭平成扶出来、公木必欲以旧本為准、而盡數点退、使我難於換給、然後遂為言曰、島主筑前州食邑所收移用於江戸、島中無地資生之路、願以公木一半換米以濟云、府使柳滄請于朝、以其中三百同每疋作米十二斗、特許五年換給契券相約、而過限之後輒復來請、不勝其紛紜、朝廷電勉許之至、顯宗元年庚子、差倭橘成般等、更以木品復初為言強請、不已府使鄭泰齊稟于朝、加許一百同通共四百同作米、合為一萬六千石、亦許五年為限、而五年之後、因循為請、每以援例

とあるように、「換米の制」はもともと対馬藩の強力な要請によつて始まつた。筑前領地からの年貢米もあつたけれども、それはほとんどが江戸屋敷の食糧に使われており、対馬島民にはほかに生計を維持する基盤がなかつたからだといふに書かれている。つまり一六五一年(孝宗二、慶安四)に公木三百同を、五年期限で、朝鮮白米一万二千俵に換米したことをはじめに、また一六六〇年(顯宗一、万治三)よりは、さらに公木百同を追加し公木四百同を白米一万六千俵に交換するようになってきたが、易地聘礼以降、従来の「公木一疋 \parallel 白米十二斗」の交換比率を「公木一疋 \parallel 白米十斗」の比率に削減し、対馬藩の計算通りならば、対馬藩側が六十文銭百六十一貫七百七十七匁余の損銀をみるわけである。

ところが中絶五船とともに、(イ) こういう変化が正確にいつから実際に施行されるようになっていたか、(ロ) 公貿易の所務減少分と減額以後の公作米の規模が正確にどのくらいであったか、という問題が残る。史料によってかなりの差があるので、ここに述べておこう。

第一の問題については、中絶船は文化六年(一八〇九)に中止され、また公作米の減少は文化七年(一八一〇)から始まったという説があると思う。⁽¹⁹⁾ところが文化七年は易地聘礼の前年度であったので、文化六年(一八〇九)の渡海訳官(朝鮮では「請定訳官」と称)の際、易地聘礼の前提条件として決められた公貿易額の削減は「信使後」からだ、ということと合わないのではなからうか。文化八年(一八一二)八月八日の『館守日記』に、⁽²⁰⁾「御勘定奉行所方御代官方江之差図状写し分」とし、

(史料五)

(前略)

一 御買米価増中絶船之事ハ信使後方と申御許諾之事故、来年(一八一二年)以下、引用者)方御約定之通可被計段可被申談ひ、当年(一八一一年)之儀者最早半年ニ茂相成ひ事故、何分来年方之取計ニ至ひ様旋力可被致ひ右申述ひ七ヶ条、去已(一八〇九年)之八月渡海訳官願立ニ依御許諾被下置ひ、其元ニ而外向掛合方之大意申越ひ間、尚又勤弁被致御為宜可被申組ひ、右申越之後御支配方江茂申上、館守方江之御差図方ニ行違不申様條；得御差図此段得御意ひ、以上

七月

連名

小田次郎兵衛殿

村田七左衛門殿

御代官中

とあり、易地聘礼の翌年の文化九年（一八一二）より約定の通り行われるようになっていたので、その際の交渉に向けて全力を尽くすべきだといふふうに記載していることからみれば、少なくとも文化九年以降、公貿易額の削減が実施されはじめたのではないと思われる。⁽²¹⁾

第二の公作米の減少分の絶対量については、史料によつては、次のように減少分が朝鮮米四千俵であり、減額以後の公作米が一万二千俵になつていたと書いている場合もある。⁽²²⁾

（史料六）

一 文化六巳年右聘禮之 御用ニ付罷渡り訳官使より申聞ひ者、公貿易ニ付約定を以年分木綿ニ引替相請取り五斗入白米壹万六千俵之内、向後四千俵減數方申聞、元來之旧約容易承諾可仕訳ニ無之処、速領諾不致ひ得者、聘禮御約定之限期引延可申茂難量不安機會ニ付無扨承届、則右之俵數相減、毎歲現米貳千石宛知行損削仕ひニ相当之俵之次第ニ御座り

しかし公木一疋の交換比率が白米十斗になつていたので、公木四百同の代米は、 $(20、000疋 \times 10斗) \div 15斗 = 13、333$ 俵五斗になる。さらに公作米の減少分は同じ方式によつて、 $(20、000疋 \times 2斗) \div 15斗 = 2、666$ 俵一〇斗になるわけである。

一方、一八六八年（高宗五、明治一）の『東萊府事例』にも「四百同、順治辛卯（一六五一年―以下引用者）、因倭所懇、作公作米一萬六千石、嘉慶辛未（一八一一年）信行、更定約條、減二斗、作一萬三千三百三十三石五斗」と「五十六同、嘉慶辛未（一八一一年）、倭使中絶船革罷」とあり、文化信使以降の公作米減少や中絶船所務減少などが明治初期までそのまま続いていたことがうかがえる。

結局、中絶五船の所務減少分の六十文錢七十一貫百五十二匁五分三厘三毛と公作米減少分の六十文錢百六十一貫七百十七匁七分七厘七毛を合算すれば、同二百三十二貫九百三十匁三分三厘になり、正銀には百三十四貫三百八十

二匁八分七厘五毛になるわけである。従来よりもこの分が毎年減少するようになったことを考えると、やはり文化八年の易地聘札が対馬藩財政に大変大きな影響をもたらしたといえよう。

一方、対馬藩の評価額とは必ずしも一致するものではないものの、公貿易額の削減によってある程度は朝鮮朝廷の財政負担の軽減をも推論できる。しかしながら表1、2からみたように、朝鮮側が毎年みていた莫大な規模の赤字貿易の財源は、結局は釜山付近の農民の負担になっていたわけである。²⁶⁾ 一万三千三百三十三俵余の朝鮮米が依然として対馬藩に渡されるようになっていたことから、朝日貿易の維持のために朝鮮農民の過重な負担を強いられていたかが分かるであろう。

「換米の制」関係の朝鮮側の史料の『公作米臈録』（一六三七—一七五一年）をみれば、時期は一七世紀中後半のことであるが、

（史料七）

一 東萊府使丁好恕状 啓内、庚辰条萬松院正官等、路次宴設行時、正官言曰、島主有女息、今年因大君所定之婚、將行醮禮、而該用婚霽岡有紀極深患岡措、己卯条副特送使処應給公木乙、今年畢給以為扶助之地亦為白去乙、臣答曰、我國物力匱乏未収公木乙、每歲一年條式添給者、実出於不得已也、不幸近年連值飢荒、添給一年条之木乙、僅能辦出、己卯条未収、今久責納則、飢困之民力難周旋決不可為云（後略）（一六四一年辛巳三月初一日）

（史料八）

一 東萊府使鄭泰濟六月十八日成貼状 啓、公木作米之數一萬六千石内、一半是乃秋前捧去之意、所謂都禁徒倭縷々言説為跡、多般恐跡為白乎矣、目今民間飢困之状、有不忍見、雖一升之米、勢難加捧是白乎等、以使訳官等、同禁徒倭處、十分開論為白乎跡（後略）（一六六〇年庚子六月二十四日）

とあり、²⁶⁾ 対馬への換米のため、朝鮮農民、特に釜山付近の民衆がかなりの犠牲を払わざるをえなかったことが分か

る。史料七のように、対馬島主の娘の婚礼費用のための公木支給要請に対して、東萊府の最高責任者の府使が、「不幸近年連値飢荒」とか「飢困之民力難周旋決不可」などの理由を挙げ、反対していることとか、史料八の「目今民間飢困之状、有不忍見、雖一升之米、勢難加捧」などの文言から考えると、当時の朝鮮農民の過重な負担がうかがえるだろう。

注(1) 田保橋潔『近代日鮮関係の研究』下(文化資料調査会、一九六四年復刊)六四〇頁。同氏の『近代日鮮関係の研究』の全巻についての批判的考察は、金義煥『近代日鮮関係の研究』(田保橋潔著)の著述刊行の動機とその内容について(『朝鮮学報』第八十八輯、朝鮮学会、一九七八年七月)を参照。

(2) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)二二二—二四頁。

(3) 田保橋潔『朝鮮国通信使易地行聘考』(『近代日鮮関係の研究』下の別編第一所収)は、易地聘礼の朝日関係史上の重要性に着眼し、立案、交渉過程、実施などについて膨大な分量をかけて分析しているが、貿易面での記述はほとんどみられないと考えられる。また易地聘礼についての最近の研究成果は、三宅英利『近世日朝関係史の研究』(文献出版、一九八六年)第五章が有益である。

(4) 糟谷憲一「なぜ朝鮮通信使は廃止されたか―朝鮮史料を中心に―」(『歴史評論』三五五号、歴史科学協議会、一九七九年十一月)には、(イ)日朝両国の財政難、(ロ)幕府の対朝鮮認識の変化、(ハ)日本における朝鮮蔑視観の台頭などと整理している。文化八年(一一八一)の易地聘礼を財政緊縮政策の一環とみている立場としては、田保橋潔『朝鮮国通信使易地行聘考』(『近代日鮮関係の研究』下の別編第一所収)と三宅英利『近世日朝関係史の研究』を、そして朝鮮蔑視観の登場と見なしている立場としては、李進熙『李朝の通信使―江戸時代の日本と朝鮮―』(講談社、一九七六年)を挙げる事ができる。一方、糟谷憲一氏の同論文は、朝鮮通信使廃止の原因を朝鮮朝廷と朝鮮民衆の負担の側面から把握しているに対して、荒野泰典『朝鮮通信使の終末』(『歴史評論』三五五号、歴史科学協議会、一九七九年十一月)は、幕府と諸藩の財政負担の側面から考察している。

(5) 拙稿「一八世紀末対馬藩財政における朝鮮貿易の地位」(『佐賀大学経済論集』第二十二巻第六号、佐賀大学経済学会、一九九〇年三月)一一三—一二八頁。

(6) 史料上の記載誤謬の存在可能性に注意しなければならない。詳しいことは分からないが、寛政二年(一七九〇)の価格が

当時の時価より過大評価されたり、または文化七年（二八一〇）の価格が過小評価された可能性に着目すべきであろう。

(7) 東京大学史料編纂所蔵本の『対馬守身代出入等書付』（文化七年）には、木綿五万六千四拾五疋（鷹之代木綿込み）の内、壱万拾五疋について、「煎海鼠葉種類其外小成物ニ振替相受取申、尤右品相受取ハニモ是又銅式万八千七百六拾三斤相加ハ義ニ而ハ」と記している。

(8) 『対馬守身代出入等書付』（東京大学史料編纂所蔵本）。

(9) 田保橋潔「朝鮮国通信使易地行聘考」（『近代日鮮関係の研究』下の別編第一所収）と三守英利「近世日朝関係史の研究」（文献出版、一九八六年）第五章。

(10) 例えば、両国の暦法の違いによる事件発生の日付や使船往来の際の書契の対照をも今後明らかにすべきであると思う。

(11) 長正統「倭学訳官書簡よりみた易地行聘交渉」（『史淵』第百十五輯、九州大学文学部、一九七八年三月）参照。

(12) 『館守日記』（国立国会図書館蔵本）文化八年（一八一二）八月十一日には、

- 一 中絶五船永罷
- 一 送還差使只以書契歳遣船使順附而
- 一 太守承襲後初次還島則只送一差價
- 一 公記一匹以公作米十斗磨鍊
- 一 監董年限以四十年為限
- 一 監董物力以分数磨鍊
- 一 左右沿漂船給料以□ 木施行
- 一 和館西方築垣設門

とあり、渡海訳官の書契によると、朝鮮から七ヶ条の条件が対馬藩に出されていたようになっている。しかし一八〇九年（純祖九、文化六）六月辛未条の『朝鮮王朝実録』には、これ以外にも多くの条件が見られるし、また用語も「倭館」などに記していることがわかる。つまり両側の史料の具体的内容の検討が求められる所以である。

(13) 『辺例集要』（韓国文教部国史編纂委員会影印本、一九八四年）、『増正交隣志』（京城帝国大学法文学部影印本、ソウル亜細亜文化社刊、一九七四年）。

(14) 中絶五船の受職人五名の名前や受職年代および中絶年代などについては、田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」（創文社、一九八一年）八一―八五頁に、通説への疑問提起の形で整理されている。つまり通説によると、受職五人の名前は、藤

永正(久和治部右衛門、土)、世伊所(宮本源兵衛、町人)、馬勘七(武田又五郎、伊奈郷土)、平智吉(平山三之助智世、町人)、平信時(小野新十郎、伊奈郷土)となり、貿易再開から中絶に至るまで、以上の五名の受職人のみで構成されていたようであるし、すべての受職人が寛永十二年(一六三五)以前に死去し渡航が途絶えていたものを、藩主の宗氏が同年に復旧していたようであるが、実は寛永十二年(一六三五)以前に父から子へ、または兄から弟へ継承された場合もあるし、同年まで渡航が継続していた場合もあるといわれている。

(15) 拙稿「一八世紀末対馬藩財政における朝鮮貿易の地位」(『佐賀大学経済論集』第二十二巻第六号、佐賀大学経済学会、一九九〇年三月)一〇七頁、同右、「対馬藩朝鮮公貿易関係史料」古拝借御金御上納御宥免筋御願立ニ付御身代之姿松平越中守様江被及御内意候御願等之別録」(寛政二年、一七九〇)、「佐賀大学経済論集」第二十三巻第一号、佐賀大学経済学会、一九九〇年五月)一七二頁。

(16) 寛政二年(一七九〇)の場合は、拙稿「一八世紀末対馬藩財政における朝鮮貿易の地位」一二五頁参照。

(17) 『増正交隣志』(京城帝国大学法文学部影印本、ソウル亜細亜文化社刊、一九七四年)。

(18) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)三五二頁。

(19) 表3の史料。

(20) 『館守日記』(国立国会図書館蔵本)。

(21) 中絶五船が配属された第一特送船よりの書契とそれに対する答書などは、文化六、七年には、三月(書契)と九月(答書)、同八年には、三月(書契)と十月(答書)、また同九年の場合、三月(書契)と七月(答書)にそれぞれ渡されていたように記している。もちろん、これだけをもって、中絶五船が文化九年(一八一二)まで朝鮮に渡航していたとは言いがたい。『同文叢考』巻四進獻(純祖九年―同十二年、韓国文教部国史編纂委員会影印本)参照。

(22) 『朝鮮国貿易盛衰之次第且対馬守身代出入之書付』(長崎県立対馬歴史民俗資料館宗家文庫記録類I表書札方H⑤7)。

(23) 『訳註 経国大典』(韓国精神文化研究院、一九八五年)によれば、「量の制度は、十勺を一合とし、十合を一升とし、十升を一斗とし、十五を小斛とし、二十斗を大斛とする」とある。

(24) 『東萊府事例』(ソウル大学図書館奎章閣図書No四二七二)。

(25) 例えば、文化七年(一八一〇)の場合、対馬藩の貿易利潤の銀八百二十三貫七百四十二匁余のすべてが朝鮮農民の負担の結果であったとはいえないものの、かなりの部分が朝鮮農民の財政負担によって支えていたのではなからうか。

(26) 『公作米膳録』(ソウル大学図書館奎章閣図書No二二九六八)。

三、文化初期の開市の状況

開市とは朝鮮の特権商人と対馬藩の倭館役人(商人)が倭館の大庁で行う取引行為を示す。¹⁾『増正交隣志』や『辺例集要』などの記録をみると、最初は毎月初三・十三・二十三日の三回にかけて行われていたが、「久留の弊」を防ぐために、光海二年(一六一〇)よりは「毎月三旬之三日八日」とあり、²⁾六回に拡大したことである。また品物が売れきれなかったとか、日本側(対馬藩)の要請のある場合は、規定の日以外に別に市場を開くという「別市」があった。

したがって両国間で結ばれた規定通りに「開市」が行われたかどうかを確認し、さらにその開市の開催されなかった場合はどのような理由からであったかを検討する作業は、私貿易の実態を把握するにも大変有益であると思う。既に一七六〇年(英祖三十六、宝曆十)から一八七〇年(高宗七、明治三)までについては先学によって年間開市率が計算されているし、特に一七六六年(英祖四十二、明和三)から一七八二年(正祖六、天明二)にかけては月別開市日数が算出されている。³⁾本稿では易地聘礼の前後の一八〇九年(純祖九、文化六)から一八二二年(純祖十二、文化九)までの開市率を算出し、それを年度別に比較してみたい。さらに開市の行われていなかった場合どのような原因からであったかを検討することによって、私貿易の沈滞要因を把握しよう。

1 開市の沿革

『辺例集要』巻九開市条には一六一〇年から一七八六年までの開市について書いている。⁴⁾大体時代は一六五〇年代から一七五〇年代までが中心であるが、主に開市をめぐる両国間の摩擦やその交渉過程についての記録が多い。本稿には開市規定の違反問題、銀や人蔘などの交易品をめぐる問題、開市中止などについて略述しておこう。

(1) 開市規定の違反

開市の規定以外の取引を潜商と言う。これについては『辺例集要』卷十四潜商路浮税并録条にも記録がある。宗家文書にも潜商についての記録がある程度は残っているようである。詳しい分析は朝鮮と日本との両側の史料を総合的に検討する上で今後の課題にしたいが、潜商の類型は禁輸品目の取引、規定された場所以外での取引、特権商人（朝鮮の場合、「商賈」）以外の者による取引などがある。次の史料一、二のような蟒龍緞や武器などの禁輸品の取引とか、綿、紬や米などのように、朝鮮側が輸出を統制していた品物の取引は根本的に禁止されていた。史料三に示したように、取引を当該官庁へ申告したうえで一定の税金を払えば許可が出る品物もあったようである。

(史料一)

戸曹関内、館市綿紬持賣者、一切禁断、而如有犯者、其物属公、依律定罪云云、追到備辺司関内、天朝、禁用蟒龍緞、此則勿許入賣於館市、其余雜色緞子段、并令許市事。(二六二一年七月)

(史料二)

館守代官等書、納禁條、刻懸館中、一曰、商賈買賣外、不得給債、一曰、勿用輕重秤子、一曰、勿為假作銀子、一曰、勿賣軍器禁物、詳見約條。(二六五三年四月)

(史料三)

府使安嶺時、我民之賣米於倭館者痛禁事、巡宮関来到之後、元無斗米往賣之事、館中許多無料之倭、以此為悶、每每陳訴、何以為之事 啓。

回啓、不告官、潜為買賣者乙良、依法処置、告官納稅後買賣者、不必禁断。(二六六五年五月)

一方、開市への朝鮮側の参加者は「商賈」に限られていたし、また場所も「開市大庁」と制限されていた。史料四のように、大庁以外のところで取引をやった場合は、潜商と見なされ、厳しい法律の適用を受けるようにな

つていた。商賈以外の者が對馬側の役人と取引を行うことも禁止されていたことは、史料五から分かる。

(史料四)

開市節目、一曰大庁開市外、或有未盡則更入中大庁、論定罷出、而散入各房者、論以潛商律、詳見禁條。(一六五三年二月)

(史料五)

定額商賈二十人分叱、許入館門、其余使不得出入為白臥乎所、同是京商、元無彼此優劣之殊是白在如中、不必修二十人之數、其余京商段置、亦許出入、而其數太多、不無粉雜之患、則每日開市時、分定其數、輪回出入、未知何如事 啓。

回啓、出入倭館之商賈、以二十人抄定、其他京商、一切防禁、事涉不均、亦不無窒碍之弊、今後乙良、二十人定數之規、還為罷去、京商之願赴互市者、并許出入為白乎矣、每市分數輪回、俾無濫雜之端、且防負債之患、宜當。(一六八〇年七月)

(2) 銀の品位の低下

幕府の貨幣改鑄政策によつて起こつた朝日貿易上の銀の品位低下とそれによる貿易摩擦については、明らかにされた部分が多いが、本稿には交易銀の品位低下をめぐる朝鮮側の動きについて簡単に述べておこう。

日本側の貨幣改鑄に対する朝鮮側の対応は、『辺例集要』には一六九八年(元禄十一)二月の記事から出てくる。⁽⁶⁾

(史料六)

府使朴權時、銀貨既改八成之制、更造六成、通行於日本云、則不可不問其虛實于島中是遣、商賈等以為、買賣時計其分數、依八成例行用云、今來銀子、今來商與倭人、眼同改鍊、明知其分數事、分付教是白乎等、以改鍊事段、使訓別商賈、眼同改鍊計料、而島主処探問事段、當初島主、專為此銀事、委送判五郎倭、留滯館中、則島主

之意、與判五郎之言、必無異同是白置、心欲探問於島中、則或遣訳官、或送本府書契以問而已、此外無他道理事 啓。
回啓、新銀之請、用出於判五郎之口傳、而果欲變通、則宜有明白文卷、只以口傳來傳、事涉虛疎、惟當言及此意、使之知悉而已、訳官之差送不當、亦不必送書以問。(一六九八年二月)

史料上の「八成」や「六成」は、銀の品位一〇〇分中、各各八〇、六〇を意味しているようであるが、「六成」とは、新銀の「元禄銀」の品位一〇〇分中「六四」を示しているのではなからうかと思う。つまり従来の一〇〇分中八〇の慶長銀が元禄銀に改鑄され、朝鮮側が元禄銀の受取をめぐって真剣に対応している様子がかがえる。

紆余曲折の後、新銀の元禄銀の品位を一〇〇分中六三で「二割七歩の加給」を条件とし、両国間で一応妥結をみた⁽⁸⁾が、銀の品位低下による摩擦は絶えなかつた。『辺例集要』卷九開市一七一五年八月条の「十數年來、銀貨變改不止、初既廢旧銀、而行元銀、停元銀而行新丁、今又欲廢新丁而復旧丁、一辺以新造旧丁銀二萬余兩出送者、其状可惡」からもわかるように、元禄銀が廃止され新たに丁銀が鑄造されたが、改めて新丁銀を廃止し旧丁銀に復旧しようとしていたようである。「新旧丁銀」が各々何を示しているかは、この文言だけではわかりがたいが、とにかく幕府の銀改鑄政策による朝日貿易の混乱の様相がかがえる。

しかしここで注意しなければならないことは、正徳年間(一八世紀初)の雨森芳洲と新井白石との銀輸出論争である。⁽¹⁰⁾簡単に要約すれば、新井白石の幕府側の主張は、朝鮮貿易向けの特鑄銀の鑄造に反対するだけでなく、琉球貿易とともに朝鮮貿易での銀輸出をも縮小すべきだということである。新井白石が、朝鮮への銀輸出をめぐって薩摩藩の琉球貿易を引合いに出していたことは、いうまでもなく朝鮮に対する幕府側の認識の変化を現している。これに対して対馬藩は強く反発していた。雨森芳洲の対馬藩側は、琉球は薩摩藩の属国であるに反して、朝鮮は隣好の国であり、また対馬藩は日本の国防上要地であることを力説した。新井白石が朝鮮を、薩摩藩の属国である琉球と同等な地位の相手国に見なしていたに對して、雨森芳洲は、朝鮮は日本の属国ではなく、むしろ「隣好の国」で

あると認識していたことから見れば、両者の朝鮮観がいかように異なっていたかがうかがえるだろう。こういう幕府側の朝鮮認識の変化が、「易地聘礼」立案の思想的基盤になっていたことではなからうか。さらにそれが貿易面にもかなりの影響をもたらしたのではないかと思われる。

(3) 人蔘調達の不振

同史料には人蔘についての記録もある。史料七によると、一七一六年（肅宗四十二、享保一）二月と三月の二ヵ月間に五百斤余の人蔘が商買によつて調達されたが、対馬藩商人が品質粗悪を理由として人蔘の価格を減らしてもらおうとしていたようである。さらに一七二〇年（肅宗四十六、享保五）正月においての東萊府使の調査によれば、人蔘収税が減少しつつあり、中国よりの貿易品の調達もかなり減つて商人の利益がほとんどみられなくなっていた状況がうかがえる（史料八参照）。

(史料七)

二・三月間商買被執人蔘五百余斤、彼人等称以品劣、欲為減価（後略）。〔辺例集要〕卷九開市一七一六年四月

(史料八)

府使鄭亨益時、臣莅任之後、看察本府事情、考見流來文書、則戶曹上納物貨人蔘収税之數、比諸中古半減、北京物貨之出来、比昔絶少、商買被執買賣、皆為失利（後略）。〔辺例集要〕卷九開市一七二〇年正月

以上からみれば、すでに一七一〇年代になると朝鮮人蔘の質や調達面で問題が出てくるようになり、中国よりの仲介品の調達もうまくいかなかつたのではなからうかと思われる。

ところが、次の史料の記録は注目すべきであろう。時代は下がり、一七五一年（英祖二十六、宝延三）三月のことであるが、館守の「買賣人蔘、造雜鹿悪、此是活人之良利、東武及執政各州太守処、以蔘料禮單、而如是雜造（後略）」という陳情を東萊府使が朝鮮朝廷に上申したことに對して、朝廷からは「書契其令捧之、造蔘之弊、心甚痛

駭、雖我国宜嚴飭況交隣乎、若復犯者、萊佰狀聞、施以一律事嚴飭、絲緞亦為一体申飭」とあり、当時の「造蔘」の弊害を記している。造蔘の具体的実相はわかりがたいが、人蔘の質や調達量にかなりの問題があったこと、また日本側からは「活人之良藥」としていぜんとして需要があったことなどがうかがえるであろう。

(4) 開市の中止

開市が停止されていた記録は所々みられるが、一七二六年（英祖二、享保十一）正月の史料をみれば、

（史料九）

館中下倭輩、以炭石不為陸續入給果如、草梁炭幕三間撤毀、誠極痛駭、責諭改造間、開市停止事 啓。

回啓、限改成間開市停止。（『辺例集要』卷九開市一七二六年正月）

とあり、事件の全貌についてはわかりがたいが、倭館の人々の妨害で草梁炭幕に支障があったこと、それが正常化になるまで開市を停止するように、朝鮮朝廷が東萊府へ命令を出していたことなどが確認できると思う。

2 開市率

前述した「開市」が文化期において規定通り行われたかどうかを把握するためには、「開市率」を検討してみる必要がある。開市率とは、毎月の規定の六回の中に、次の史料のように確かに開市が行われていた記録のある日数を計算し、両者の比率を求める方式をとった。¹⁵⁾ もちろん「別市」のあった場合はその日数も含んだ（表6の注参照）。

一九世紀初期朝日貿易における開市と貿易船の動向

表 6 開市率の年度別比較 (1809~1812年)

年 度	月	開市日数	不開催日数	不 明	開市率
文化 6 年 (1809)	1	⑭ ²⁸ ¹⁾	⑱ ²³	⑧	
	2		⑧⑬⑱ ²³ ²⁸	③	
	3	⑱	③⑧⑬ ²³ ²⁸		
	4		③⑧⑬ ²³ ²⁸	⑱	
	5	⑱	③⑬ ²³ ²⁸	⑧	
	6	④⑬	⑱ ²⁸	⑧ ²³	
	7	⑱	③	⑧⑬ ²³ ²⁸	
	8		⑧ ²⁸	③⑬⑱ ²³	
	9	⑳ ³⁰ ²⁾	⑳	③⑧⑬⑱ ²³	
	10		③⑬⑱ ²³	⑧ ²⁸	
	11	⑳ ³⁾	③⑧	⑬⑱ ²⁸	
	12	⑳ ⁷⁾	⑫ ²³	③⑧⑱	
	小計		10	35	
文化 7 年 (1810)	1	⑬	⑧	⑱ ²³ ²⁸	
	2		③ ²³	⑧⑬⑱ ²⁸	
	3	⑱	③⑧ ²⁸	⑬ ²³	
	4	⑱	③⑥ ⁴⁾ ⑧ ²⁸	⑬ ²³	
	5	⑳ ²⁾	⑧⑬⑱	③ ²³ ²⁸	
	6	③	⑧ ²⁸	⑬⑱ ²³	
	7	③	⑱ ²⁸	⑧⑬ ²³	
	8	⑥ ⁷⁾ ⑳ ³⁾ ⁵⁾	③⑧⑱	⑬ ²⁸	
	9	⑳	⑬ ²³	③⑧⑱ ²⁸	
	10	⑬ ²⁸ ⑳ ³⁾	⑧ ²³	③⑱	
	11	⑱ ²⁸	⑧	③⑬ ²³	
	12	⑳ ⁶⁾	③⑧ ²³	⑬⑱	
	小計		14	28	
文化 8 年 (1810)	1	⑬ ²³	⑧ ²⁸	⑱	
	2	③ ²³	⑬ ²⁸	⑧⑱	
	閏 2			③⑧⑬⑱ ²³ ²⁸	
	3	⑬	⑱	③⑧ ²³ ²⁸	
	4	③ ⁷⁾		⑧⑬⑱ ²³ ²⁸	
	5	⑳ ²⁾		③⑧⑬⑱ ²³ ²⁸	
	6	⑳ ³⁾	⑬	③⑧⑱ ²³ ²⁸	

年 度	月	開市日数	不開催日数	不 明	開市率
	7	⑬		③⑧⑬⑳㉓	
	8	(③) ⁸⁾	⑧㉓㉔	⑬⑱	
	9	(㉒)	③	⑧⑬⑱㉓㉔	
	10	⑬	③⑧⑬⑱㉓㉔		
	11		③⑬⑱㉓㉔	⑧	
	12	㉔ ⁹⁾	③⑧⑬⑱㉓		
	小計	13	25	42	
文化9年 (1812)	1	⑬	⑧㉓㉔	⑱	
	2	(⑪)	③⑱㉔	⑧⑬㉓	
	3	㉔	⑧⑬㉓	③⑱	
	4	㉓		③⑧⑬⑱㉔	
	5	(⑪)	③⑬⑱㉔	⑧㉓	
	6	⑬㉓	⑱㉔	③⑧	
	7	㉓	③⑧㉔	⑬⑱	
	8		⑱㉓	③⑧⑬㉔	
	9	③	㉔	⑧⑬⑱㉓	
	10	(㉓) ¹⁰⁾	③	⑧⑬⑱㉔	
	11	⑧㉓	⑬㉔	③	
	12	(③ ¹¹⁾)㉓	⑬⑱㉔	⑧	
	小計	14	27	31	
1809年～	合計	51	115	133	
1812年	平均	12.8	28.8	33.3	17.6%

注：1) ○は日付。2) ()は別市。3) 「看品」(公貿易?)。4) 「別市不入来」。5) 「銅看品」, 荒銅27, 900斤(看品銅), 丁銅3, 50斤(鐵代銅之内)。6) 「例市入来之段外向方相届」。7) 「例市入来之段外向方小通事を以相届ル」。8) 「今日銅看品ニ付別市入来い段外向方小通事を以相届ル」。9) 「今日開市入来い段外向方小通事相届」, 「看品ニ付先例之通外向方膳部送り来ル」。10) 「銅看品」, 荒銅26, 900斤(申年(1812—引用者)看品銅)。11) 「辛未年(1811—引用者)條角看品ニ付先格之通外向方膳部送り来り事」。

資料：『館守日記』(国立国会図書館所蔵本)。

(史料十)

開市入來 (『館守日記』 文化六年正月二十八日)

今日初市入來 (『館守日記』 同年正月十四日)

開市入來 (『館守日記』 同年三月十八日)

開市入來 (『館守日記』 同年五月十八日)

訓導入館且代り市入來段、小通事相届 (『館守日記』 同年六月四日)

別差入館且開市入來段、小通事相届 (『館守日記』 同年六月十三日)

別差差備官入館之段、小通事相届 (『館守日記』 同年七月十八日)

例えば、文化六年(一八〇九)の場合、年七十一回(ただ、正月三日は除外、また閏月のある場合は、七十七回)の規定の日数中十回が行われていたので、開市率は十四・一%になるわけである。

ところが分析期間の「開市」についての記録の不分明な場合がかなりあった。例えば同六年(一八〇九)の場合、規定通りならば「開市」の行われるはずである日の日記に、次のように

(史料十一)

島掛濱之式艘船出帆之段、山崎淳左衛門並御持筒郡蔵相届 (『館守日記』 文化六年正月八日)

訓導入館之段、小通事を以相届 (『館守日記』 同年四月十八日)

商訳入館之段、小通事を以相届 (『館守日記』 同年六月二十三日)

加別差入館之段、小通事を以相届ル (『館守日記』 同年九月十三日)

両訳入館之段、小通事を以相届ル (『館守日記』 同年九月十八日)

両訳拙者差備官入館之段、小通事を以相届 (『館守日記』 同年九月二十八日)

別差入館之段、小通事を以相届（『館守日記』同年十月八日）

別而御用無之（『館守日記』文化七年十一月十三日）

とあり、開市の開催かどうか分かった場合がそれである。訓導や別差、差備官などが倭館に入ったことは確認できるものの、それだけをもって開市が行われたとは言えない。その役人の入館記録は、開市以外の日にもみられているし、また開市がなかったと書いている日にも役人の入館のあった場合すらあるわけである。⁽¹⁷⁾

開市が行われなかった場合は、それぞれの理由とともに次のように書かれていることが普通である。⁽¹⁸⁾

（史料十二）

商訳差支開市不入來段、小通事相届（『館守日記』文化七年正月八日）

内牌將差支開市不入來段、小通事相届（『館守日記』同七年二月二十三日）

表6に示したように、年度によって開市率に若干差が見られるものの、四年間の全体をみてもすべてが一〇%台にとどまっている。表通りならば、易地聘礼の前年と翌年の場合が同じ十九・七%でありもともと高い開市率を示しているが、その数値だけをもって、一八一〇年と一八一二年の私貿易が四年間の中でもっとも活発であったとはいえない。同年の場合のみをみても、開市についての記録の全然ない日数がおよそ全体の四割を越えているからである。⁽¹⁹⁾

一八〇九年より一八一二年までに限ってみれば、開市率の年平均一七・六%にとどまっていた史実から、文化初期は私貿易が全般的に沈滞になっていた、ということはかなり証明できるだろう。しかし私貿易の断絶を口実として幕府から毎年一万二千両の拝領金をもらってきた対馬藩の主張通り、私貿易が「断絶」の状態であったのでは全くない。⁽²⁰⁾

図1からもわかるように、開市率の一〇%台に急に落ちこんだのは、一八〇〇年代に入ってからである。もちろん

一九世紀初期朝日貿易における開市と貿易船の動向

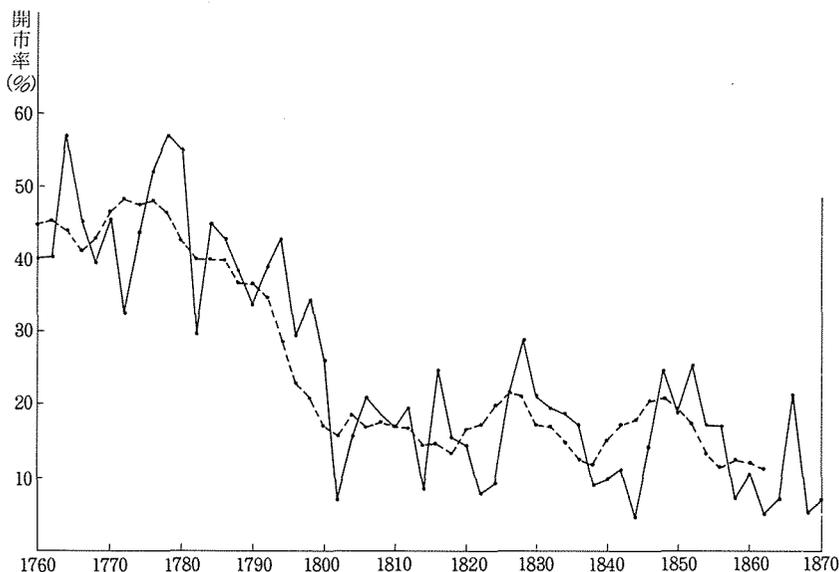


図1 開市率の年度別動向 (1760~1870年)

注：1) —●— 開市率、隔年（西暦偶数年）の絶対値。2) - - - 1) の値の5回分移動平均。

資料：森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開—安永年間の私貿易を中心として—」

（『史学』第五六卷 第三号，三田史学会，1986年11月）130頁で再引用。

その後一時二〇%台まで回復していた時もあったけれども、十八世紀末頃までも三〇%より五〇%台に及んでいた開市率が、一九世紀に入ってから一〇%台以下に下落しはじめたことに注目すべきであると思われる。

3 開市不開催の原因

前述の通り、記録の不明のため開市の開催可否が確認できない場合も少なくないが、開市が明確に行われていなかったことを知らせる記録も多い。次のような記録を類型別に整理してみたものが表7である。²¹⁾

（史料十三）

商訳差支開市不入來段、外向方相届（『館守日記』

記）文化八年正月八日）

東萊差支有之、開市不入來段相届（『館守日記』

同六年十一月八日）

外向差支開市不入來段、小通事相届（『館守日記』

同六年八月二十八日）

雨天ニ付開市不入來段、小通詞を以相届（『館

表7 開市不開催の原因の年度別比較 (1809~1812年)

	文化6年(1809)	文化7年(1810)	文化8年(1811)	文化9年(1812)	平均
商訳差支	19 (54.3%)	14 (50.0%)	20 (80.0%)	20 (74.1%)	18.3件 (65.5%)
東萊差支	1 (2.9%)				0.3 (0.7%)
外向差支	2 (5.7%)	2 (7.1%)			1.0 (3.3%)
雨天ニ付	5 (14.3%)	3 (10.7%)	2 (8.0%)	5 (18.5%)	3.8 (12.9%)
曇天ニ付		1 (3.6%)		2 (7.4%)	0.8 (2.8%)
内牌将差支	4 (11.4%)	6 (21.4%)	3 (12.0%)		3.3 (11.5%)
国忌ニ付	2 (5.7%)	2 (7.1%)			1.0 (3.3%)
具合悪く	1 (2.9%)				0.3 (0.7%)
記録不明	1 (2.9%)				0.3 (0.7%)
計	35 (100.1%)	28 (99.9%)	25 (100.0%)	27 (100.0%)	

資料：『館守日記』（国立国会図書館所蔵本）。

守日記』同六年三月二十三日)

曇天ニ付

内牌将差支開市不入來段、小通事相届

(『館守日記』同七年二月二十三日)

今日国忌ニ付、開市不入來段、外向方

相届(『館守日記』同六年九月二十三日)

今朝具合悪く初市不入來、且別差入館

之段、小通詞を以相届(『館守日記』同

六年正月十三日)

とりあえず一八〇九年の不開催日数が三十五日であり最も多い反面、一八一一年のそれが二十五日で最も少ない。ところが「別市」は別にしても、「開市」そのものが年七十一回の中に二十五回ないし三十五回も確実に開催されていなかった、ということは当時の私貿易の不振を物語っているといえよう。

一方、開市の行われなかった原因を具体的に述べれば、「商訳差支」が年平均十八・

三件で全体の六五・五%を占めている。特に文化八年(一八一二)の場合は、開市不開催の八割が「商訳差支」から始まったことが分かる。その場合、商訳とは、「都中」とか「萊商」(「東萊商賈」の略)とも呼ばれていた朝鮮の特権商人を称すわけであるが、開市不振の主な原因を朝鮮商人の活動不振と見なしていた対馬藩の立場が鮮明に現れている。しかしながら私貿易の衰退の原因を朝鮮商人の活動不振のみと見なすことが出来ない、ということはいうまでもない。一方、「東萊差支」や「外向差支」などは、おそらく倭館の外側つまり東萊府とか東萊商賈のほうの事情によって開市が行われていなかったことを意味しているようである。

いづれにしろ、経済的関係による不開催の場合が、全体の約七割以上を占め、開市不振の主な原因が交易品の調達の不振ないしは利潤増殖機会の減少などによる経済的側面にあつたことではないか、という推論ができるようである。ところがこれは、前述の幕府の貨幣改鑄政策による銀品位の低下問題や幕府側の朝鮮認識の変化による朝鮮への銀輸出の抑制政策、朝鮮人夢の調達不振や質の低下などから出てきたといえよう。

雨天や国忌などによる開市の不開催も一〇%以上を占めているものの、天災地変によるものにもかかわらず、日取りを改めて「別市」を開いた記録があまりにも多くは見られないことも特徴的である。また「内牌將差支」が一・五%に及んでいるが、それはおそらく朝鮮の開市監視の役人のことを示しているようである。⁽²³⁾ そのほか「具合悪く」などの原因が挙げられているものの、その具体的な内容の確認はできない。

以上を総合してみれば、文化初期の一八〇九年から一八一二年までに限っては、(イ)毎年開市率に差が見られるものの、四年間の平均が一七・六%にとどまっていること、(ロ)記録の不明によって開市の開催可否が分かりがたい場合が、年平均約三十三件であり、規定日数の七十一日のほぼ半分に及んでいること、(ハ)開市の不開催の原因を分析してみると、やはり両側の商人のほうに問題があつたというふうな記録が、全体の七割割以上を占めているが、実はそれは幕府の朝鮮政策や認識の変化、日本の貨幣改鑄による交易銀の品位低下、朝鮮人夢や中国物産の調

達不振などからきたことではなからうか。これからみて開市がよく行われていなかったし、開市に関する記録も貿易発展期のそれより相対的に不十分であるだけでなく、開市不振の原因もやはり銀や人蔘の調達不振などの両側の経済的要因とともに、政策や認識の変化など経済外的要因にもあったことではないか、という暫定的結論に達することができらるだろう。

(注1) 「開市」を「私貿易」ともいう。朝鮮側の史料には主に「開市」と書いているが、対馬藩の宗家文書にはほとんど「私貿易」と記しているようである。

(2) 『増正交隣志』(京城帝国大学法文学部影印本、ソウル亜細亜文化社刊、一九七四年)、『辺例集要』(韓国文教部国史編纂委員会影印本、一九八四年)。

(3) 森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開―安永年間の私貿易を中心として―」(『史学』第五六卷第三号、三田史学会、一九八六年十一月) 一二九(三九一)―一三〇(三九二)頁。

(4) 『辺例集要』(韓国文教部国史編纂委員会影印本、一九八四年)。

(5) 田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」(創文社、一九八一年) 第十一章参照。

(6) 『辺例集要』(韓国文教部国史編纂委員会影印本、一九八四年)。

(7) 田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」二九九頁。

(8) 同右、三〇一頁。

(9) 『辺例集要』(韓国文教部国史編纂委員会影印本、一九八四年)。

(10) これについては、田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」三三四―三三九頁が詳細。

(11) (14) 注(6)と同一。

(15) 開市率の計算方式は、森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開―安永年間の私貿易を中心として―」(『史学』第五六卷第三号、三田史学会、一九八六年十一月)の計算式を援用した。

(16) 『館守日記』(国立国会図書館蔵本)。

(17) 『館守日記』(文化六年九月二十三日)によれば、「今日国忌ニ付開市不入來段、外向方相届」とあり、開市が行われていなかったことを示しながらも、「商訳入館之段、通事を以相届ル」とあり、商訳の入館の事実を記している場合もあるわけであ

る。

- (18) 『館守日記』(国立国会図書館所蔵本)。
(19) 開市の記録が不明な場合、私貿易が開催されなかったともいえないし、また開市が行われたともいえないからである。
(20) これについては、森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開―安永年間の私貿易を中心として―」(『史学』第五六卷第三号、三田史学会、一九八六年十一月)が有益である。
(21) 『館守日記』(国立国会図書館所蔵本)。
(22) 田代和生「幕末期日朝私貿易と倭館貿易商人―輸入四品目の取引を中心に―」(速水融ほか編『徳川社会からの展望―発展・構造・国際関係―』、同文館出版、一九八九年)三一六頁には、『草梁話集』(小田幾五郎著)に基づき、東萊商賈を「小商人より一ランク上の商人団」と見なされているが、「東萊商賈」については、今後明らかにすべきことがまだ多いと思われる。
(23) 同氏「幕末期日朝私貿易と倭館貿易商人―輸入四品目の取引を中心に―」三一六頁には、「内裨将」と書いているが、『館守日記』(国立国会図書館所蔵本)には、「内牌将」と記していることが分かる。

四、文化初期の貿易船の渡航実態

当時釜山の倭館から対馬本島へ至る運送は海運であった。ところで往来していた船の用途が明確に記録されていないので、渡航船が貿易船であったか外交業務のための使船であったかが、必ずしもはっきりと区分できることはない。貿易船であったとしても使者が同乗した場合もあるし、また使船であったにもかかわらず貿易品が積載されていた場合すらある。むしろ当時の貿易が外交と明確に分離されていなかったことから考えると、貿易船と使船との区別は容易でないかもしれない。

本稿で「貿易船」というのは、使者の同乗なしに貿易品のみが船積されているものを称するよりも、一般的に貿易を主要業務としていた広い意味の船をさしている。¹⁾

1 貿易船の種類

貿易船の種類はその基準によっていろいろできると思うが、所有形態別にみれば、対馬藩所有のものと同村民の共同所有あるいは私的所有のものなどがある。また船の規模からみると、大船と小船が挙げられる。史料上にはこの二つの分類が混用されている。

(史料一)

今申ノ刻比、上ノ口より大船式艘相見候段、船見より遂案内、無程浦入候処、御手船寿幸丸、船頭長里吉兵衛、水夫共拾壹人乗、(中略)今壹艘、御手船寿全丸、船頭武田甚兵衛、水夫共拾貳人乗(後略)

(史料二)

今申之下刻比、下ノ口より飛船三艘相見候段、船見より遂案内、無間も追々浦入候処、御用飛船として、佐須奈飛船、船頭常八、豊村飛船、船頭種治、佐須奈飛船、船頭利三郎、何連も水夫共六人乗ニして(後略)

例えば、倭館入港時「船見」というところより、遠くから入ってくる船の様子を見て、それを「大船」とか「飛船」と書いている。また入港船の調査結果に基づき、「御手船寿幸丸」や「御手船寿全丸」とか「佐須奈飛船」や「豊村飛船」などの船名とともに船頭名や乗船人数、入港目的などが書かれているのが一般的書き方であったことが分かる。倭館出港の際にも、ほぼ同様に船名や船頭名および乗船人数などが記している。

本稿には史書の記録の通り、「大船」「小船」などに分類した上で、さらに大船は「御手船」とその他の「御借り船」に、また小船は「飛船」と「小隼」などに分けて把握してみよう。

2 貿易船の渡航実態

(1) 大船

①御手船

『館守日記』に出てくる御手船の名称と渡航の沿革についてはまだ不明瞭な部分が多いが、田代和生氏によると、「御手荷船」は対馬藩の持船を称し、また「請負方於故積船」や「御米漕船」などは町人の持船であるとしておられる。⁽³⁾さらに「御米漕船」とは、「大体五百石から千石級の船で、帰港に必ず朝鮮米を積んでいたため、このように呼ばれている」と述べられている。⁽⁴⁾朝鮮米を運んできた「御米漕船」は、対馬藩の持船の「御手荷船」であったというよりも、ほとんどが「町人」の持船になっていたということである。

ところが文化六年（一八〇九）より同九年（一八二二）にかけての『館守日記』（全十八冊）には大体「御手船〇丸」と書き、倭館出港の際には「御買米中漕仕出申付候処」とか「御買米其外御物送状之通積之」などと記している。⁽⁵⁾つまり「御手船」が出港時は大体「朝鮮米」などを船積し帰島していたわけである。時々「新造御手船」という文言が出てくることからみれば、御手船の寿命までばかりがたいけれども、船の修理や改造などをも行っていたようである。この「御手船」が上記の「御手荷船」とどう違うのか、さらに「御手船」が「御米漕船」とはどのように異なっていたのか、という疑問が出てくる。

さて御手船の乗船人数と積載荷物については、ある程度は把握できると思われる。次の表8と9でみるように、大船特に御手船の乗船人数は、最低六人より最大十四人までであり、船によって差があることが分かる。さらに入出港によっても乗船人数に差がみられる。倭館滞留期間もさまざまである。

文化六年（一八〇九）場合は、御手船の寿吉丸（船頭、三山市兵衛）の十月二十五日の倭館出港時、乗船人数が十二人であり、入港時（十一人）より一名追加されていたが、同じ御手船の順永丸（船頭、三上松兵衛）の同年七月三日出港時の乗船人数（九人）が、入港時（十人）より一名減少し全体的には変化がない（表1参照）。しかし文化九年（一八一二）の場合は変化が大きかったことがうかがえる。ところが同年九月五日の出港時の乗船人数（九人）が、入港時（八人）より一名追加されたことを除けば、文化九年の御手船の乗船人数は、大体倭館出港の際、

表 8 文化 6 年 (1809) の大船の渡航実態

船名	船頭	倭館入港日	倭館出港日	留館日数	乗船人数	入港時積	出港時積	備考
寿宝丸	梅野久右衛門	?	1. 4	?	10	?	御物積之	御手船
	梅野久右衛門	?	12. 19	?	10	?	御買米外	御手船
	梅野久右衛門	4. 12	6. 22	71	11	御物積之	裁判為乗船	御手船
住吉丸	国水七兵衛	?	1. 4	?	9	?	御物積之	御手船
寿永丸	雄野吉治	1. 27	2. 11	15	10	?	御米?	御手船
	高雄増右衛門	5. 9	?	?	11	御物積之	?	御手船
	雄野吉治	?	7. 3	?	13	?	御置米	新造御手船
	?	11. 20	?	?	?	?	?	御手船
春日丸	日高忠兵衛	1. 27	2. 20	24	10	?	御買米外	御手船
	喜多村平助	6. 3	?	?	11	御物積之	?	御手船
	喜多村市右衛門	?	7. 11	?	?	?	御買米外	御手船
	喜多村市右衛門	?	9. 18	?	11	?	御買米外	御手船
寿福丸	平田権吉	2. 16	4. 28	72	10	?	御買米外	御手船
	中尾権右衛門	11. 19	12. 19	31	9	?	御買米外	御手船
寿全丸	高島伝佐	2. 22	6. 11	109	13	御物積之	御買米積之	新艘御手船
	高島伝佐	6. 27	7. 20	23	?	?	御米?	新艘御手船
	?	11. 20	?	?	?	?	?	御手船
寿平丸	河内治兵衛	3. 13	5. 11	58	12	?	御買米外	御手船
	小島市蔵	11. 20	?	?	?	?	?	御手船
寿吉丸	三山市兵衛	3. 23	4. 28	35	11	御物積之	御買米外	御手船
	高島増右衛門	?	6. 21	?	10	?	御買米	御手船
	三山市兵衛	9. 9	10. 25	47	11(12)	御物積之	御買米外	御手船
寿久丸	伊賀儀兵衛	4. 12	6. 11	60	13	御物積之	御買米	新造御手船
	伊賀儀兵衛	6. 27	9. 7	73	11	?	御買米外	新造御手船
順永丸	川上松兵衛	4. 24	7. 3	69	10(9)	?	御買米	新造御手船
	川上松兵衛	9. 4	10. 9	36	12	?	御買米外	新造御手船
	?	11. 20	?	?	?	?	?	御手船
寿長丸	小田源七	4. 24	5. 11	16	10	御物積之	御買米	新造御手船
	小田源七	5. 28	6. 8	11	10	?	御買米外	御手船
順福丸	武田甚兵衛	4. 24	5. 20	27	13	御物積之	御買米外	新造御手船
	武田甚兵衛	6. 13	8. 13	60	13	?	御買米外	御手船
寿幸丸	雄野吉治	6. 3	7. 3	29	13	御物積之	御買米	新造御手船
	雄野吉治	?	9. 18	?	13	?	御買米外	新造御手船
寿好丸	中原玄兵衛	6. 4	7. 11	37	12	御物積之	御買米	新造御手船
	中原玄兵衛	?	10. 9	?	12	?	御買米外	新造御手船
繁栄丸	三宅長左衛門	11. 20	12. 2	13	6	?	御買米外	御手船

注：?は記録不明。また()は倭館出港時の乗船人数。

資料：「館守日記」(国立国会図書館蔵本)。

一九世紀初期朝日貿易における開市と貿易船の動向

表9 文化9年(1812)の大船の渡航実態

船名	船頭	倭館入港日	倭館出港日	留館日数	乗船人数	入港時船積	出港時船積	備考
寿宝丸	小田源七	1. 7	2. 15	38	10(9)	御物積之	御買米外	御手船
	小田源七	5. 27	7. 22	55	11(10)	?	御買米	御手船
	小田源七	10. 7	10. 18	12	10	御物積之	御買米外	御手船
寿永丸	長郷吉兵衛	1. 6	2. 15	39	9	御物積之	御買米外	御手船
	長郷吉兵衛	5. 27	6. 27	31	9(8)	御物積之	御買米	御手船
	長郷吉兵衛	8. 15	9. 5	20	8(9)	?	御買米外	御手船
春日丸	雄野吉治	2. 27	4. 2	35	11(10)	御物積之	御買米外	御手船
	大石与左衛門	6. 22	8. 11	49	9	御物積之	御買米	御手船
	大石与左衛門	11. 1	11. 18	18	10(9)	?	御買米	御手船
寿福丸	小田源七	2. 5	3. 19	45	12	御物積之	御物積之	御手船
	龍造寺又五郎	6. 7	6. 19	13	11	御物積之	御買米外	御手船
	龍造寺又五郎	10. 7	10. 26	20	12	御物積之	御買米外	御手船
寿全丸	武田甚兵衛	2. 5	3. 19	45	14(12)	御物積之	御買米外	御手船
	武田甚兵衛	6. 15	7. 22	37	12(11)	御物積之	御買米	御手船
	武田甚兵衛	8. 28	9. 23	25	11	?	御買米外	御手船
寿平丸	中原玄兵衛	2. 27	4. 2	35	12	御物積之	御買米	御手船
	中原玄兵衛	8. 29	10. 5	36	12(11)	?	御買米外	御手船
寿吉丸	中島清蔵	?	1. 18	?	12	?	御買米	御手船
	中島清蔵	3. 26	6. 12	75	12(10)	御物積之	御買米外	御手船
	中島清蔵	10. 7	12. 9	63	12(10)	?	御買米外	御手船
寿長丸	西依藤右衛門	3. 9	4. 17	38	10(9)	御物積之	御買米外	御手船
	西依藤吉衛門	6. 7	6. 19	13	10(9)	御物積之	御買米外	御手船
	雄野吉治	10. 7	11. 27	51	11(10)	御物積之	御買米外	御手船
寿幸丸	村井平太	3. 9	4. 17	38	14(10)	御物積之	御買米外	御手船
	村井平太	8. 6	9. 5	29	14(12)	御物積之	御買米外	御手船
寿好丸	高島伝作	3. 24	6. 9	74	12	御物積之	御買米外	御手船
	小田源七	9. 18	10. 18	31	12	御物積之	御買米外	御手船
幸丸	森山幸右衛門	6. 21	7. 5	14	6	御物積之	御物積之	御借り船

注：?は記録不明。また()は倭館出港時の乗船人数。

資料：『館守日記』(国立国会図書館所蔵本)。

減少していたようである。同年の入港時の乗船人数が年平均約十一名であったに對して、倭館出港時のそれが十・二名に減少していたことからよくわかる。こういう現象が何を物語っているのかは必ずしも明かではないもの、おそらくそれは船積量の減少と関わりがあることではなからうか。

御手船の積載適量についての記録は詳しくはないが、入出港時において品物の船積があつたかどうかについてはよく分かる。例えば、入出港時の船積についての記録がある場合は、大体「御物送状之通積之」とあり、船積荷物の種類や量に関しては分かりがたいが、船積された物の「存在」そのものは確認できる。出港時の記録もほぼ同様である。「御買米其外御物送状之通積之」など⁽⁷⁾とあり、米⁽⁸⁾やほかの品物が船積されていた事実そのものはうかがえる。

朝鮮米などの船積内容についての具体的記録が全然ないわけではない。表8のように、文化六年（一八〇九）の場合、六月十一日（米千六百三十六俵、内二百八十七俵は寿全丸、八百九俵は寿久丸）と七月三日（同千五百九十九俵、内七百二十八俵は順永丸、八百六十二俵は寿幸丸）および七月十一日（同八百二十四俵、寿好丸）の三回の船積米四千五十俵については具体的内容が分かる⁽⁸⁾。また文化九年（一八一二）の場合は、二月二十七日に「新年条公作米」として米二千俵が倉庫より搬出されていたと記している⁽⁹⁾。

ところが以上の記録だけをもつて、文化六年の対馬藩の朝鮮米輸入が四千五十俵であり、また同九年のそれが二千俵であつたといえるであろうか。もしそれだつたら、約三十年前とかなりの差があるわけである。安永五年（一七七六）の場合、同じ『館守日記』からみても、当時米だけで九千八十五俵であつたこと⁽¹⁰⁾に比べ、文化六年（一八〇九）の四千五十俵は大変少ないといえる。約三十年間に米の輸入が半分以上減少していたわけである。

しかし表8と9にも示したように、文化六年には二十七件、同九年には二十六件も米の船積記録がある。これは朝鮮からの輸入米より倭館消費分を除き、そのうち帰港船に船積したことを記していると思われる。その中、前述

の文化六年の三件と同九年の一件のみが具体的輸入量を書いていたわけである。したがって実際には朝鮮米の輸入がもつと多かったのではなからうかと考えられる。同期（一八〇九—一八一二年）の数量分析の可能な史料が今のところ見つかっていないので、それ以上は分かりがたいが、文政七年（一八二四）の研究結果をみれば、換米分一万三千三百三十三俵（公木四百同の代米）と過海米（朝鮮朝廷の支給分）その他を併せて一万六千三百五十五俵余を朝鮮から輸入していたことが分かる。その内、五千七百四十俵余が倭館で消費され、残りの一万六百十五俵余が実際に対馬島へ送られてきたようである。¹²⁾

私貿易とは違つて、朝鮮朝廷と対馬藩との間で「約条」として決まっているのが公貿易であるので、「換米の制」による朝鮮米の輸入量には大きな変化はありえない。例えば時期は少し下がるが、文化十三年（一八一六）七月十九日の『代官日記』に、「亥年条御買米五百俵入来」と「子年条御買米千五百俵庫出之段相届る」と記している。¹³⁾ 同年八月二十一日にも、「亥年条御買米千五百俵庫出之段相届る」と「子年条御買米五百俵入来」と書いていることからみれば、¹⁴⁾ 前年度の一八一五年と当年度の一八一六年の公作米の一部が倭館に渡されていたようである。朝鮮側の都合によつて公作米の引渡し（引渡し）の時期と量に変更があつたこともあるものの、急激な変化はほとんどなかつたといえよう。その意味からみても、易地聘礼以降の「公作米削減」の影響は大変大きかつたと思われる。とにかく文化六年（一八〇九）から同九年（一八一二）にかけての時期においても輸入米を運搬していた対馬藩の漕運船はあいかわらず朝鮮と日本との間を頻繁に往来していたであろう。

しかし文化六年よりは同九年の御手船の渡航回数が減っている。文化六年（一八〇九）の場合、三十五回往来していたに対して、同九年（一八一二）には二十九回になつていて、むしろ易地聘礼以前の文化六年よりも減少していたことがうかがえる。

②その他

大船の中には、御手船以外に、「御借り船」というものがあつたようである。次の史料からもわかるように、文化九年六月二十一日に倭館に入港し、翌七月五日出港していたことが確認できる。史料三の入港時の記録によると、御借り船幸船に六人が乗つて、輸出品を乗せてきたようである。出港時にも同数が乗船し、史料四でみるように、やはり輸入品を船積して帰島したことである。

(史料三)

今申ノ刻比上ノ口より、大船一艘相見候段、船見より遂案内、無程浦入候処、御借り船幸丸、船頭森山幸右衛門、水夫共六人乗ニ、御物送状之通積之、無異儀館着(『館守日記』文化九年六月二十一日)

(史料四)

御借船幸丸、明日も御物出し被仰付候段、船頭相届(『館守日記』同年七月三日)

御借船幸丸、今晚濱下被、仰付候段、船頭相届(『館守日記』同年七月四日)

昨夕濱下申付至候、御借船幸丸、船頭森山幸右衛門、水夫共六人乗ニ、御物送状之通積之、(後略)(『館守日記』同年七月五日)

右船、御改無別条相濟、嶋へ掛濱候段、相届(『館守日記』同年七月五日)

以上が文化六年(一八〇九)より同九年までの『館守日記』においての「御借り船」の記録であるが、御手船とともに今後貿易船について明らかにすべきであると思う。

(2) 小船

① 飛船

a 沿革

一般的に朝日貿易において、「飛船」とは、釜山の倭館と対馬本土との間を往来していた小型船舶の一種を称する。

「御用飛船」とか「飛船」と呼ばれているが、用務の性格は、倭館と対馬との連絡業務から使者や漂流民の送還に至るまで様々である。

飛船の全貌については不明瞭なところはまだ多いが、最近の研究成果によると、飛船の建造や派遣および関所の設置などについてかなりの部分が解明されている⁽¹⁵⁾。江戸時代において飛船がいつごろから派遣されはじめたかは、必ずしも明かではないものの、早くても一六〇九年の「己酉約条」の締結以降のことであろう⁽¹⁶⁾。関所設置の開始年度も明確ではないが、大体「己酉約条」の締結から寛文十二年（一六七二）に至るまでは「鰐浦」というところのみに関所があったという。つまり寛文十二年に「佐須奈」に新たに関所が設けられてからは、倭館を出港した飛船が鰐浦と佐須奈浦の二カ所に碇泊し、入港手続を受けるようになっていたわけである⁽¹⁷⁾。

佐須奈への関所の移転は、両国往來の円滑化のための大船越瀬戸の掘鑿工事と深い関連があるが、実は倭館の移転交渉の成事のために、対馬藩が出した条件と理解される⁽¹⁸⁾。寛文十二年（一六七二）六月に竣工をみ⁽¹⁹⁾、従來の「西回り」よりは府中（今の厳原）に至る距離も時間も短縮されただけでなく、海風や暴雨などによる遭難の危険性も一層少なくなっていたであろう。

b 渡航実態

飛船の乗船人数は原則として六人になっていたが、用務の内容、天候、潮行きなどによって、「増舩子」（ましかこ）として二、三名程度を増員した場合もあったといわれている⁽²⁰⁾。文化六年（一八〇九）の場合、記録不明の場合を除けば、六人乗が十件、八人乗が九件であり、八人乗がかなり多い。ところで次の史料からも分かるように、八人乗のほとんどが「急用」あるいは「御用」によるものと書かれている。

（史料五）

申ノ刻比、下の口より飛船二艘相見候段、船見より相届、無程令浦入候処、御用ニ付鰐浦飛船船頭嘉七、水夫共

八人乗、乗主仮案内役財部十藏、為御使被差渡（後略）（『館守日記』文化六年正月十二日）

（史料六）

亥ノ刻比下の口より飛船とおり候段、船見より相届、無程令浦入候処、裁判方へ急御用状被差越、豊村飛船船頭傳右衛門、増加子共八人乗、（後略）（『館守日記』文化六年正月十二日）

ところが増員の場合、史料五のようにただ「水夫共八人乗」と書いていることもあるが、大体史料六のように「増加子共八人乗」と記していることが分かる。この「増加子」と「増舩子」がどう違うのかは明かではないが、おそらく同一の「ましかこ」のものを示していることではなからうか。

さて「急用」とか「御用」の場合、それが何を意味するのか、という問題が出て来る。一応、形式的にはほとんど特定の任務をもつて派遣されていた。文化九年の場合をみても入出港の目的は、裁判宛の書簡の伝えや訳官案内など色々書いている。

しかし飛船の役割がそれだけであつたであらうか。宝永四年（一七〇七）の研究結果をみれば、倭館に入港した飛船のほぼ半数が、銀の専用運搬船として用いられていたことが分かる。また時期は少し下がるが、文化十三年（一八一六）四月四日付の『館守日記』には、帰島の鰐浦飛船、佐須奈飛船、豊村飛船に人參が船積されていた記録が残っている。⁽²²⁾輸入品の国内相場に迅速に対応するために、船足の速い飛船が多く用いられていたことと深い関連があると思われる。⁽²³⁾「御用飛船」の水夫による人參の密貿易すらあつたようである。⁽²⁴⁾これをみると、やはり飛船の主な任務は倭館と対馬本土との連絡業務であつたけれども、そればかりではなくて、貿易品の船積という大切な役割を果していたといえよう。

飛船の渡航回数をみれば、文化六年（一八〇九）の場合、三十一回、同九年（一八一二）には二十回であり、文化九年に至つて急に減少している。鰐浦飛船が三回（文化六年）から六回（同九年）に増加したことを除けば、最

も多かった佐須奈飛船が十九回から十三回に、そして豊村飛船が八回から一回にそれぞれ減っていることが分かる。つまり次の表10と11に示したように、飛船は年に二十回ないし三十回程度渡航していたことが分かるが、文化六年に三十一回に急増していたこと、また同九年にはそれが二十回に激減していたことなどが特徴的である。

②小隼

小隼については、今のところ詳しくは分かりがたいが、文化六年（一八〇九）の場合、九月十八日に倭館に入港し、翌十月七日に対馬に帰帆したとなっている。次の史料によれば、

（史料七）

上ノ口より島小隼入船之段相届、尤仕出状飛船巻紙にして来る

飛船島小隼御改無別条相済候段、（後略）（以上、『館守日記』文化六年九月十八日）

（史料八）

島小隼船頭善八、順永丸乗付として、帰国方へも御代官方より申出有之、則帰国可被申付旨、御代官方へ可被得其旨、濱方へ申達（『館守日記』同年十月七日）

とあり、「島小隼」という船が、渡航目的は明かではないが、倭館に入港した時、その渡航証が「飛船」と一緒になっていたこと、さらに「飛船島小隼」とも呼ばれていたことなどがうかがえる（史料七参照）。また帰りの際にも、史料八に示したように、島小隼（船頭、善八）が順永丸に乗付けられて帰国したことが分かる。

一方、文化九年（一八一二）には、小隼の渡航がかなり頻繁に行われていたようである。表11からも分かるように、同年には小隼がおよそ五回にかけて渡航していた。すべてが入出港時、荷物を船積していたことも特徴的である。

（史料九）

今申ノ下刻比下ノ口より小船壹艘相見候段、船見より遂案内無程浦入候段、小隼橘丸船頭栗津源左衛門水夫共

表10 文化6年(1809)の小船の渡航実態

船名	船頭	倭館入港日	倭館出港日	留館日数	乗船人数	入港時用務	出港時用務	備考
鯉浦飛船	嘉七	1. 12	2. 29	48	8	裁判宛書簡		
	利七	5. 7	6. 15	39	6			
	譜吉	7. 11	8. 25	45	6	代り飛船として		小通詞相届
豊村飛船	卯吉	1. 12	?	?	6			
	宇吉	?	3. 6	?	?			
	種吉	?	5. 5	?	?			
	亀治	?	6. 6	?	?			
	伝右衛門	6. 26	7. 20	24	8	裁判方へ御急用状被差越		
	善右衛門	8. 18	?	?	6		訳官帰館案内外	
	亀治	?	11. 16	?	6			
与右衛門	12. 11	?	?	6	代り飛船として			
佐須奈飛船	与右衛門	?	1. 21	?	?			
	三右衛門	?	2. 26	?	?			
	久兵衛	2. 11	3. 19	39	8	急用ニ付き		
	福左衛門	2. 11	4. 3	52	6	急用ニ付き		
	勘七	?	2. 29	?	?			
	源八	3. 13	5. 11	?	8	急用ニ付き		
	弥四郎	4. 14	5. 23	36	8	御用ニ付き		
	与一右衛門	?	4. 26	?	?			
	善三郎	5. 17	?	?	8	急用ニ付き		
	伝六	5. 28	?	?	8	急用ニ付き		
	喜左衛門	?	6. 6	?	?			
	伝右衛門	6. 8	6. 21	?	8	御用ニ付き		
	伝右衛門	?	7. 8	?	?			
	伝八	8. 18	?	?	6	就御用		
与左衛門	9. 1	?	?	6				
?	9. 18	?	?	?				
与右衛門	11. 18	11. 28	11	?	就御用	漂流民護送	8. 26令下乗居候	
弥吉郎	?	11. 28	?	?		漂流民護送		
久兵衛	12. 11	?	?	6	代り飛船として			
河内村飛船	佐須奈伝右衛門	6. 19	?	?	8	裁判方へ急用ニ付き		
島小隼	善八	9. 18	10. 7	20	?			
小隼橋丸	善兵衛	11. 20	12. 2	13	10		御買米外	

注：?は記録不明。

資料：『館守日記』（国立国会図書館所蔵本）。

一九世紀初期朝日貿易における開市と貿易船の動向

表11 文化9年(1812年)の小船の渡航実態

船名	船頭	倭館 入港日	倭館 出港日	留館 日数	乗船 人数	入港時用務	出港時用務
鰐浦飛船	源八	?	2. 4	?	?		
	常五郎	?	3. 23	?	?		
	松之允	4. 12	6. 11	59	6	代り飛船として	
	市左衛門	5. 8	8. 9	91	6	御用として	
	四郎吉	8. 28	10. 13	45	6	代り飛船として	
	喜兵衛	10. 7	?	?	6		
豊村飛船	文平	8. 3	9. 25	52	8	代り飛船として	
佐須奈飛船	伝五郎	?	1. 5	?	?		急用ニ付
	利三郎	1. 19	3. 18	59	6	御用飛船として	
	仁八	3. 5	4. 28	53	6	代り飛船として	
	三次郎	3. 5	5. 12	66	6	代り飛船として	
	伝九郎	?	1. 21	?	?		
	常八	4. 12	6. 11	59	6	代り飛船として	
	弥四郎	5. 8	6. 24	47	6	御用飛船として	
	市五郎	5. 22	8. 25	93	8	代り飛船として	
	吉右衛門	6. 7	?	?	8	御用飛船として	
	半吉	6. 19	9. 5	75	8	御用ニ付き	
	吉兵衛	8. 25	?	?	6	和漂船頭槽として	
	勘七	9. 8	11. 11	64	6	代り飛船として	
	福左衛門	10. 7	?	?	6		
小隼橘丸	栗津源左衛門	3. 16	3. 26	11	9	荷物送状之通積之	御物送状之通積之
小隼一葉丸	藤田壺右衛門	3. 19	3. 26	8	9	荷物送状之通積之	
小隼神靈丸	福田久我右衛門	3. 29	4. 14	15	13	荷物送状之通積之	
小隼灘吉丸	松島仙右衛門	4. 5	4. 14	10	13	荷物送状之通積之	
小隼大色丸	藤吉蔵	6. 22	8. 25	63	13		

注：?は記録不明。

資料：『館守日記』（国立国会図書館蔵本）。

九人乗、荷物送状之通積之、乗主六巡漂民護送使正官人陶山向左衛門、封進三山吉次郎並送り賄通詞中村卯兵衛乗組、外ニ五巡漂民駕船壹艘当国足輕久兵衛、治兵衛、案内者佐須奈村百姓二人乗組、無異儀館着（『館守日記』文化九年三月十六日）

（史料十）

小隼橋丸船頭栗津源左衛門、一葉丸船頭藤田右衛門、いつ連茂水夫共九人乗ニして、帰帆申付、今朝出帆之段相届候付、御切手御状濱へ差出（『館守日記』文化九年三月二十六日）

以上の史料に示したように、小隼は大体漂流民の送還のため派遣されていたようであるが、文化九年（一八一二）の場合、すべての小隼が出入港時、荷物を船積していた。また入港時には渡航目的などが、ある程度書いているが、出港の際にはそれについての記録がほとんどないことにも注意すべきである。

一方、今までみてきた船の渡航実態を大船と小船にわけて、相対的に朝鮮貿易が発展の状態に置かれていた宝永年間においての船の動きと比較すれば、表12のようである。小船の場合は宝永期のそれとあまり変わらないが、大船の渡航回数にはかなりの差がみられる。宝永四年（一七〇七）の大船の倭館出入港船数が五十二艘、同六年（一七〇九）には五十七艘になっていしたが、文化六年（一八〇九）の大船が三十四艘、同九年（一八一二）には二十八艘に減っていたことが分かる。約百年間の時差があるとはいえず、文化期の貿易の沈滞状態がある程度うかがえると思う。

表12 倭館出入港船数の年度別比較

年 度	大 船	小 船
宝永4年(1707)	52艘	32艘
宝永5年(1708)	47	18
宝永6年(1709)	57	33
安永5年(1776)	24	19
文化6年(1809)	34	33
文化9年(1812)	28	25
安政3年(1856)		20
慶永3年(1867)		26
慶応4年(1868)		27

注：大船は御手船と御借船を、小船は飛船と小隼を称。

資料：宝永4～6年は、田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」204頁。安永5年は、森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開」128頁。文化6～9年は、『館守日記』（国立国会図書館蔵本）。安政3年、慶応3～4年は、長郷嘉壽「朝鮮渡口御関所と御関所御用飛船をめぐって」235頁。

注(1) 外交交渉業務の性格の濃い「裁判」の往来については、本稿には触れていないが、朝鮮側の史料と宗家文書とを検討した上で今後の研究課題にしたい。

- (2) 『館守日記』(国立国会図書館蔵本)。
- (3) (4) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』(創文社、一九八一年)二〇五頁。
- (5) (9) 『館守日記』(国立国会図書館蔵本)。
- (10) 森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開―安永年間の私貿易を中心として―」(『史学』第五六卷第三号、三田史学会、一九八六年十一月)一三八(四〇〇)頁。
- (11) (12) 田代和生「近世後期日朝貿易史研究序説―『御出入積写』の分析を通じて―」(『三田学会雑誌』七九卷三号、慶応義塾大学経済学会、一九八六年八月)一九(二八三)頁。
- (13) (14) 『代官日記』(長崎県立対馬歴史民俗資料館宗家文庫日記類DC7)。
- (15) 長郷嘉壽「朝鮮渡口御関所と御関所御用飛船をめぐる」(『絶海を渡る―日韓友好親善の船―』長崎県上県郡上対馬町産業課、一九八七年)。
- (16) 同右、二二六頁。
- (17) 『古拝借御金御上納御有免筋御願立ニ付御身代之姿松平越中守様江被及御内意候御願等之別録』(長崎県立対馬歴史民俗資料館宗家文庫記録類I表書札方H①9)には、「佐須奈鰐浦両所之儀、毎年三月及八月迄ハ佐須奈ニ改人被差置、九月及二月迄ハ改役人鰐浦江被差置ハ付、一方改人空キハ所々被召置ハ事」と記している。拙稿「対馬藩朝鮮公貿易関係史料」(佐賀大学経済論集)第二十三巻第一号、佐賀大学経済学会、一九九〇年五月)一九〇頁。
- (18) 長郷嘉壽「朝鮮渡口御関所と御関所御用飛船をめぐる」(二二五―二二六頁)。
- (19) 同右、二二六頁。
- (20) 同右、二二五―二二六頁。
- (21) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』二〇二―二〇三頁。
- (22) 『代官日記』(同宗家文庫日記類DC5)。
- (23) 田代和生『近世日朝通交貿易史の研究』二〇七頁。
- (24) 長郷嘉壽「朝鮮渡口御関所と御関所御用飛船をめぐる」(二二五―二二六頁)。

五、朝日貿易衰退の背景

近世後期における朝日貿易の衰退の実態を明らかにすることは大変重要であるが、その際、衰退の原因についての分析も必ず要すると思う。近世型貿易の衰退は、前近代の要素を払拭した近代的貿易関係の形成への発展可能性をもたらした面もあるが、実は日本の朝鮮侵略を具体化するための暴力的方法による不平等関係の深化過程に帰結した側面が看過できない。本稿には今後の実証的分析の予備作業として幾つかの分析の枠について略述してみよう。

1 経済的要因

朝日貿易の衰退については色々いわれているが、経済的要因としては生産面と流通面の問題を挙げることができよう。

(1) 生産面

朝日貿易におけるの交易品として重要な位置を占めていた品物は、私貿易の場合、朝鮮人蔘をはじめ日本銀・銅、中国産生糸・白糸、東南アジア産の明礬・水牛角などが挙げられる。このほか公貿易での朝鮮米・木綿などが、対馬藩にとって大変重要な生活必需品になっていたことはいうまでもない。こういう品物はどんな性格のものであり、その生産は近世後期においてどのような状況に置かれていたか、また時間の流れによって、これらの品物に代えてどんな貿易品が交換されはじめたか、ということが一つの問題になる。

これについて朝鮮側には、(イ)人蔘以外は朝鮮国産のものがほとんどなく、対日輸出は北京側の事情に左右されていたこと、(ロ)さらに人蔘は自然産であったので、もともと大量供給が不可能になっていたことなどが指摘されている。⁽¹⁾一方、日本側には、(イ)日本産白糸の国内生産の成功によって輸入白糸の利潤がなくなりつつあったこと、(ロ)人蔘の日本国内生産が活発になり、輸入人蔘から出る利潤がなくなったことなどが挙げられている。⁽²⁾

以上はほとんどが日本側の史料を用いたものであるが、これらに基づき、朝鮮と日本の産業構造の変化によつて私貿易が従来の輸出入品で経営を行うことが最早不可能になつていたことを明らかにしようとしておられる。⁽³⁾ 近世後期においての朝日貿易の変質つまり国際市場価格の変化による交易品目上の変動などを証明するには、大変大切な問題であると思われるが、ただ人蔘や白糸などの日本国内生産についてどのように評価すべきであるか、という課題が残る。それらの品物が日本で生産されはじめてから朝鮮貿易の存在意義が激減したことは確かであるが、それをもつて両国の産業構造の発達水準を偏頗的に評価してはいけないと思う。

例えば、日本の人蔘国産化についてみれば、その具体的様相については明らかにされていない部分が多いため、詳しくは分かりがたいが、⁽⁴⁾ 一九世紀末の状況をみると、次のようである。⁽⁵⁾ 日本が人蔘栽培に成功した時期は地域によつて違ふが、生産した人蔘を藩が収納し、長崎貿易を通じて中国へ輸出していた。⁽⁶⁾ 人蔘の対清輸出量において日本産人蔘の占める比重はかなり高かつたが、人蔘の質面ではまだ劣悪な地位を免れることができなかったようである。⁽⁷⁾ 一八九二年から一八九五年にかけての各国の一等品の平均価格を比較してみれば、韓国産一等品の価格を一〇〇とした時、満州産四〇、北米産二〇、日本産二五、清国産一〇となり、⁽⁸⁾ 清国市場での日本産人蔘の貨幣価値が、韓国産人蔘の四分の一に過ぎなかつたことがうかがえる。

これからみれば近世後期において朝鮮人蔘や中国産白糸の日本輸出がどうなつていたか、という疑問が出て来るわけである。つまり日本が人蔘や白糸の国産化に成功した後、朝鮮の人蔘生産や中国の白糸生産がどの水準に至つていたか、または日本への朝鮮人蔘や中国産白糸の輸入利潤がどのような状態に置かれていたのか、という点を明らかにすべきであろう。

(2) 流通面

前近代貿易の一般的特徴の一つは、当時の貿易が品物価格の地域的差異を狙つた仲介貿易の性格を持つていたと

ころにある。近世朝日貿易も朝鮮と日本の国内産物のみの交換でなく、中国を含んだ東アジア全体、あるいは南アジアまでも含む一つの通商圏の中で行われていたのである。各国が大体鎖国（海禁）政策を取っていた時期であるので、根本的制約があつたことは事実であるが、朝鮮と日本とは正式な通交関係を締結した枠の中で貿易を経営していたところに注目すべきである。

近世後期の朝日貿易の衰退原因は、生産面だけでなく流通面からも求められるべき理由もここにある。日本が長崎貿易を通じて中国物産を輸入していたことは事実であるが、朝鮮を通じて中国物資の輸入ルートも決して無視できなかつただろう。一方、朝鮮にとっては、東南アジア産の胡椒・明礬・丹木・水牛角などの輸入も大変重要な部分を占めていた。したがって、国内商品流通と関連して、朝鮮の対清貿易と日本の長崎貿易や琉球貿易などの状況、とりわけ貿易品の調達や価格条件の変化などの問題が重要な変数として登場せざるをえない。

価格条件の変化に応じて品目自体を変更した場合もあつた。私貿易では相対的に価格条件の変化への対応が伸縮的であつたが、公貿易においては、価格変化が必ずしも直接に貿易量に決定的影響をもたらしたとはいえない。朝鮮朝廷と対馬藩との間で「約定」として貿易量を決定していたし、その根底には「信義誠実」の大前提が置かれていたので、ある品物の調達価格が上昇したとして、直接にその品物の調達量を減らすことはできなかった。もちろん時間の流れによつて他の品物で代納した場合もあつたが、その際にも必ず両国の間に協議の上で行われていたので、かなりの時差が発生したと見なされる。

つまり朝鮮の対清貿易の不振、日本の南方物産の調達困難などの原因を総合的に考察し、さらに朝鮮と日本の国内商品流通の状況をも検討した上で、当時の貿易品目に画期的発展の可能性が見られなかつた原因を明らかにすべきであろう。流通の生産への刺激が弱かつた結果、生産力水準を一層発展させることができなかつた原因を把握することも肝要であると思われる。

2 非經濟的要因

(1) 對外政策の變化

封建末期に至れば朝鮮と日本の兩國ともに体制矛盾が深化し、体制危機に置かれるようになる。対内的には深刻な財政難に苦闘していたし、対外的には先進資本主義勢力の進出への対応を迫られていた。すでに対内外的に現れた危機に対処するために、兩國政府は一層強化した鎖国政策をもって対応しようとした。兩國の危機対処方法とその内容は、時期においてもその程度においても差がみられるかも知れないが、朝日関係についての政策に限ってみれば、あくまでも表面上には財政緊縮の大前提の下に実利外交を展開していたようである¹⁰⁾。

日本の対朝鮮政策の中では、通信使制度をめぐる政策、銀・銅の輸出統制政策などが注目される。朝鮮の政策としては、一九世紀以降とりわけ一八〇〇年以後の政治状況、即ち「封建反動」とも呼ばれる純祖以降の時期についての近代指向的な実学者への弾圧や商業統制政策の強化などに着眼すべきであろう。これらの政治変化や政策転換などが、朝日貿易とどんな関連をもっていたのか、という問題を明らかにすべきであると思われる。

(2) 對外認識の變化

近世朝日関係は大体農民の犠牲の上で維持されていた側面が強いので、近世後期になればなるほど、民族意識の成長とともに朝日関係についての批判が強くなる。日本では尊皇意識の台頭とともに、信使接待のため多くの犠牲を払った諸藩を中心に、通信使制度をめぐる朝日関係を「朝貢関係」とみなした上で「征韓論」を主張する動きが出てくる。朝鮮では日本への輸出入の人蔘・米・木綿などの収納制度について農民の不満が広がっていった面が指摘される。

こういう認識の變化は、結局相手国に対する軽視ないし蔑視観の形で現れ、近代までにつながった側面を指摘せざるをえない。このような認識の變化がどこから来て、それはまたどんな結果をもたらしたかを、朝日貿易の衰退

と関連して考察してみる必要があると思われる。

以上、経済的、非経済的要因の二つの側面に分けてみたが、実はこの二つが統一的に結び付けられていることに注意しなければならない。さらに単純にある一国の史料のみを中心に把握しようとすれば、朝日貿易の衰退の責任を相手国に帰させるようになり、また経済的側面とか非経済的側面のある一側面のみを強調し過ぎると、偏狭な結論に達するようになる、ということに留意しておくべきであろう。

注(1)(2) 森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開—安永年間の私貿易を中心として—」(『史学』第五六卷第三号、三田史学会、一九八六年十一月) 一一五(三七七) — 一一七(三七九) 頁。

(3) 同右、一一六(三七八) — 一一七(三七九) 頁。

(4) いままでの研究成果によると、享保期以降栽培に成功し、明和期には人参座の設置をみるまでになっていたといわれている。田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」(創文社、一九八一年) 三八三頁。森晋一郎「近世後期対馬藩日朝貿易の展開—安永年間の私貿易を中心として—」 一一六(三七八) 頁。

(5) 明治四十一年(一九〇八)当時、日本帝国主義による統監府時代の旧韓国農商工部技師兼勤業模範場技師であった宮本政蔵が、植物上の人参の特性や人参の産地、栽培、市場状況などについて書いている。同氏「韓国の人参」(『韓国中央農會報』第貳卷第六号、韓国中央農會、一九〇八年)。

(6) 宮本政蔵、同論文、四四—四六頁によれば、藩政時代に多くの藩が藩内の富強のため人参を栽培していたが、当時において貴重薬品として珍重されていただけでなく、清国に多くの需要があつて貿易上有利な作物として列藩が競争的にその栽培を奨励していたことが分かる。一方、雲州藩がその中で最も顕著な成果を挙げたが、栽培年度をみれば、日本における栽培の嚆矢ともいわれる下野国の場合が、享和年間(一八〇一—一八〇三)からだったとあり、通説の享保年間(一七一六—一七三五)とかなり差がみられる。同氏の論文通り整理してみれば次のようである。出雲国(寛政年間)、伯耆国(嘉永元年)、羽前(文政七年)、信濃(弘化元年)の場合は、人参の栽培が藩の監督と奨励下で行われたが、岩代国のみは藩と民間が合作投資し、「四公六民」の割合で分配していたと記している。生産した人参の根は私的売買が禁止されていたし、種子の他藩への販売も禁止していたことが分かる。明治維新以降とりわけ明治四年(一八七二)の廃藩置県に至ってから禁止事項が解除され、民間の自由になったという。

(7) 宮本政蔵、同論文、五〇―五一頁の表には、日本農商務省農産第三次輸出品要覽に基づき、明治二十六年より同二十九年(一八九三―一八九六)にかけて、米国産、日本産、韓国産、満洲産、清国産などの人参の清国市場への輸出状況が分析されている。

(8) 同右、五二―五三頁。

(9) 朝鮮前期については、金柄夏『李朝前期対日貿易研究』(韓国研究院、一九六九年)があるが、朝鮮後期についての分析はほとんど見られない。

(10) その根底に両国に対する軽視ないし蔑視観が隠されていたことはいうまでもない。

六、おわりに

近世朝日貿易は十八世紀以降衰退期に落ち込んだ。十七世紀における発展の様子とは異なり、経済的側面から根本的に危機があつて、朝日関係は近代になってからは支配と被支配関係に向かつていった。朝日貿易の発展についての分析とともに、衰退期における貿易の動向も大変大切である。近代朝日関係の前史でもあつるし、発展期の朝日貿易の歴史的帰結でもあるからである。

本稿では衰退期における朝日貿易の歴史的転化過程の分析の一環として、文化初期の貿易の動向を検討しようとした。とりわけ易地聘礼が行われた時点を中心にし、文化六年(一八〇九)から同九年(一八一二)にかけて、私貿易の指標の開市の状況や貿易船の動向などについての分析を主にした。まだ明らかにされていないところも少なくないものの、一応次のような暫定的結論に達することができるのではないかと思われる。

文化初期の朝日貿易において、開市の状況はやはり沈滞に置かれていたようである。私貿易の開催頻度をうかがわせる開市率をみれば、年度によって変わっているものの、大体一〇%台にとどまっていたことが分かる。同じ衰退

期の十八世紀末までも開市率が三〇%より五〇%台に及んでいたことに比べると、文化初期(一八〇九—一八二二)の開市率は当時の私貿易の沈滞を物語っているのではなからうか。

開市が行われなかった原因を検討してみると、全体の七割以上が商人側の問題と書いているが、その根本的原因は、やはり幕府の貨幣改鑄政策による銀の品位低下の問題や朝鮮人蔘、中国物産などの調達不振の問題を挙げざるをえない。幕府の朝鮮認識の変化による易地聘礼立案とか、それに対する朝鮮朝廷の貿易削減策などの問題も大変大きな影響をもたらしたことはいうまでもない。

同時期の貿易船の動きも朝日貿易の発展期に比べ、往來が減ったことは確かであるが、渡航の回数そのものには急激な変化はみられない。御手船などの大船の渡航は、確かに発展期より減少しているが、小船の場合はそれほど変っていない。特に飛船の場合、文化六年(一八〇九)に三十一回、同九年(一八一二)に二十回となり、十回ほど減少しているものの、安政三年(一八五六)に二十回、慶応三年(一八六七)に二十六回となっていることのみれば、船の渡航回数だけでは当時の貿易の規模を断定しがたいところがあるのではなからうか。貿易量そのものについての分析が肝要であるわけであるが、これは今後の研究課題である。

さて、文化八年(一八一二)の易地聘礼以降の公貿易の削減額は、対馬藩の計算通りならば正銀百三十四貫三百八十二匁余りになるわけであるが、それは同藩にとっては大変大きな財政収入減少であったに違いないだろう。それをきつかけとして文政元年(一八一八)以降は易地聘礼の際の功績が認められ、対馬藩が幕府より二万石余りの領地の増給を受けるようになっていたことなどを考えると、易地聘礼を前後とした文化初期の朝日貿易の意義は、対馬藩の朝鮮貿易への依存度が減り、相対的に幕府への依存度をもっと高くなっていたこと、さらに両国においても朝日関係の認識に変化があったことなどにあるのではなからうかと思われる。

(一九九〇年七月三〇日成稿)